

41105

教科書文庫

4

670

32-1937

20000
81561

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

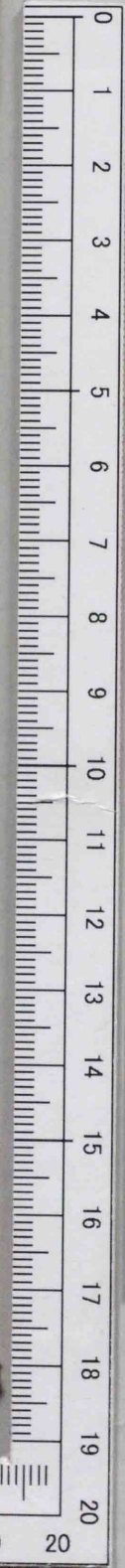


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



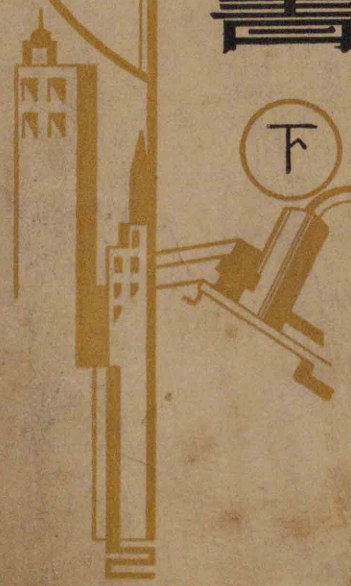
教科書文庫
4
670
32-1937
2000081561

廣島縣教育會編

最新商業教科書

下

瞭文堂發行



改訂版



資料室

教科書文庫

4

670

32-1937

2000081561

文部省檢定済
昭和十二年五月二十一日

改訂版

廣島縣教育會編

最新商業教科書

下卷

東京 瞭文堂發行

広島大学図書

2000081561



36
670
AB12

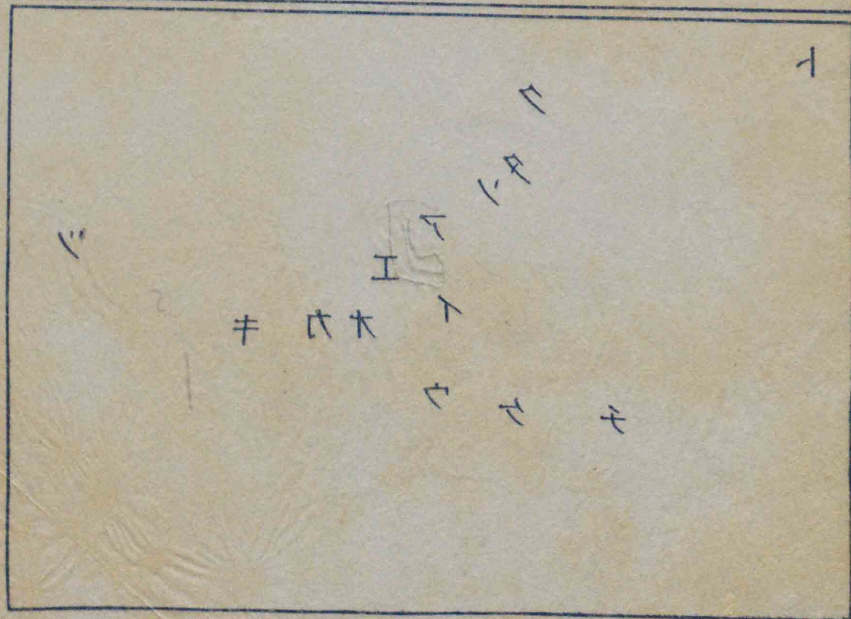
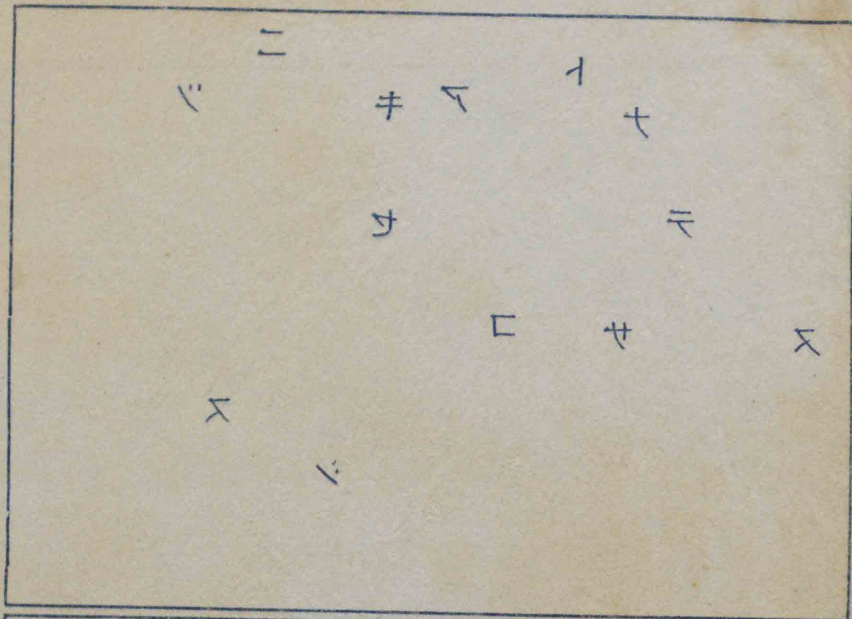
廣 島 驛



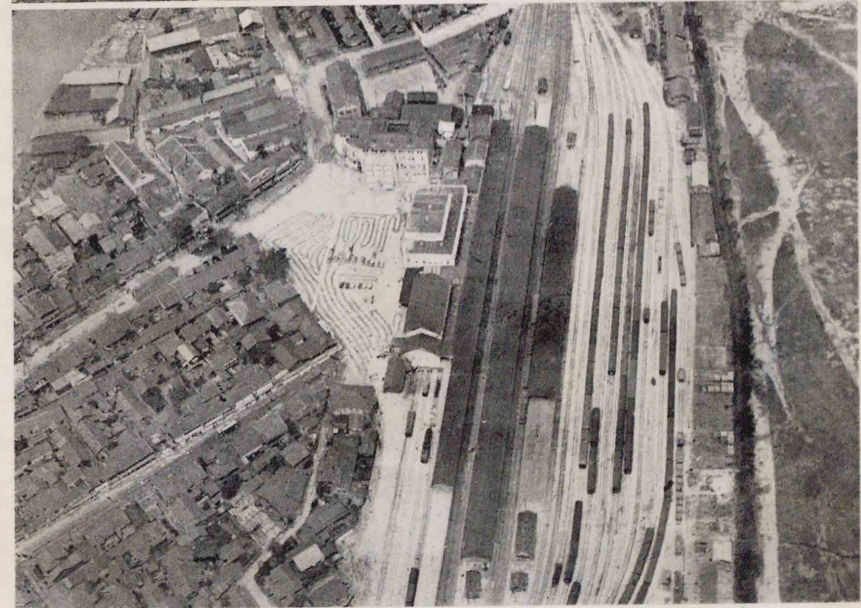
廣島驛貨物積卸場の一部



13718

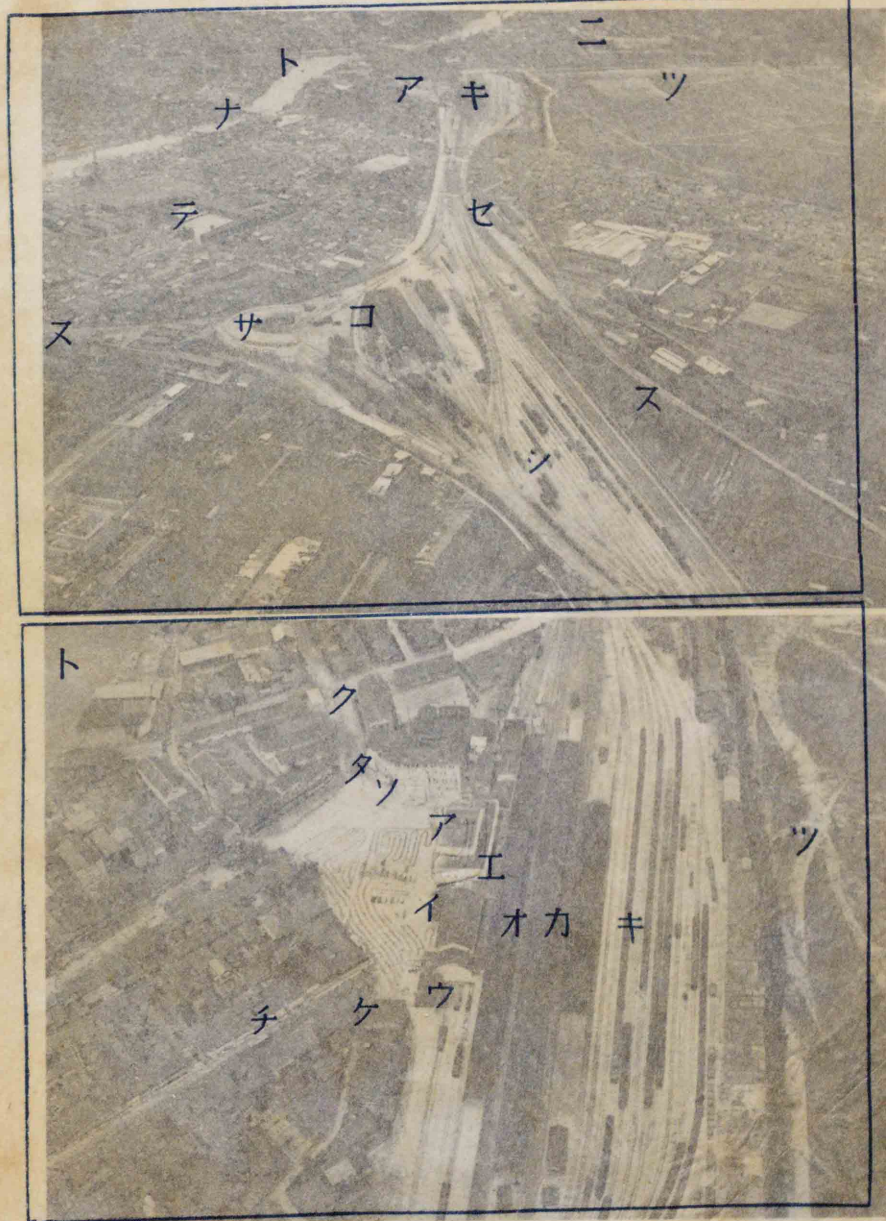


上 広島驛操車場附近(鳥瞰圖) 下 広島驛構内附近(鳥瞰圖)



ア 広島驛本館 イ 広島驛別館 ウ 宇品線昇降場 エ 山陽本線下り列車乗降場 オ 山陽本線上り列車乗降場 カ 呉線及び藝備線乗降場 キ 広島驛(本驛)構内線路 ク 広島鐵道局運輸保線兩事務所 ケ 広島鐵道俱樂部 コ 広島驛貨物取扱所 サ 広島機關庫 シ 広島驛操車場構内線 ス 藝備鐵道線 セ 東広島驛 ソ 広島商工會議所經營特産館 タ 広島驛前郵便局 チ 広島市内電車驛前線 ツ 第五師團東練兵場 テ 荒神町尋常高等小學校 ト 猿猴川 ナ 猿猴橋 ニ 第五師團騎兵第五聯隊 ヌ 宇品線

上 廣島驛操車場附近(鳥瞰圖) 下 廣島驛構内附近(鳥瞰圖)



ア 廣島驛本館 イ 廣島驛別館 ウ 宇品線昇降場 エ 山陽本線下り列車乗降場 オ 山陽本線上り列車乗降場 カ 呉線及び藝備線乗降場 キ 廣島驛(本驛)構内線路 ク 廣島鐵道局運輸保線兩事務所 ケ 廣島鐵道俱樂部 コ 廣島驛貨物取扱所 サ 廣島機關庫 シ 廣島驛操車場構内線 ス 藝備鐵道線 セ 東廣島驛 ソ 廣島商工會議所經營特産館 タ 廣島驛前郵便局 チ 廣島市内電車驛前線 ツ 第五師團東練兵場 テ 荒神町尋常高等小學校 ト 猿猴川 ナ 猿猴橋 ニ 第五師團騎兵第五聯隊 ヌ 宇品線

緒言

本會が昭和六年本書の改訂版を發行して以來既に五年普く縣下で使用せられて實業教育に貢献した事の尠なからざるを信じます。然しながら經濟界の進歩は頃刻息まず實際家の要求も亦切なる者がありまして茲に再び版を改むるに至りました。

今回の改訂の主要なる點は斬新なる教材を加へたる外、鐵道業を陸運業と改めて自動車業を加へ別に空運業を加へ、又取引所に於ては全く稿を改めて實況を詳にすること、しませんでした。其の爲附録を割愛するの止むを得ざるに至りました。實際の使用にあたり意のあるところを諒せられんことを望みます。

昭和十二年二月

廣島縣教育會長 光田 信

凡例

- 一、本書の叙述は大體文部省商業科教授要目案に準據してありますが順序と分類とは教授の便宜上多少變更してあります。
- 一、本書は上巻を高等小學校第一學年に下巻を同第二學年に充當する様編述してあります。
- 一、本書は努めて本縣の實狀を知らしめんとし縣下にて採用し得る材料は可成之を取入れることに努めました。
- 一、脚註は教授中適宜之れを取扱ひ有意義に利用して戴きたい。

最新商業教科書 (改訂版) 下巻

目次

第一編 銀行業	一	第二章 陸運業	四
第一章 銀行の意義及び效用	一	第一章 鐵道	四
第二章 銀行業務	四	第二章 鐵道業及び鐵道業務	四
第一節 預金	四	第三章 鐵道運賃	五
第二節 貸出	三	第四章 自動車運送業	五
第三節 爲替	三	第四編 海運業	五
第四節 其の他の銀行業務	三	第一章 海運の意義及び種類	五
第三章 特殊銀行	二六	第二章 海運業及び海運業務	五
第二編 信託業	三	第三章 海運運賃	六
第一章 信託の意義及び效用	三	第五編 空運業	六
		第一章 空運業	六
		第六編 保險業	七
		第一章 保險業	七

第一章	保險の意義及び效用	七〇
第二章	保險の種類	七三
第三章	保險業及び保險業務	七五
第一節	海上保險	七七
第二節	火災保險	八〇
第三節	生命保險	八四
第四章	保險料率	八六
第七編	倉庫業及び税關	八〇
第一章	倉庫の意義及び種類	八〇
第二章	倉庫業及び倉庫業務	九三
第三章	保管料率	九六
第四章	税關の意義及び組織	九七
第五章	貨物の輸出入手續	九八
第八編	取引所	一〇一

第一章	取引所の意義及び效用	一〇一
第二章	取引所に於ける取引	一〇五
第一節	取引の種類	一〇五
第二節	立會及賣買取引の單位呼値	一〇八
第九編	補論	一一三
第一章	商業の組織	一一三
第一節	個人商人	一一三
第二節	組合	一一四
第三節	會社	一一七
第四節	企業者同盟	一二九
第二章	商業の經理	一二〇
第三章	商業助成機關	一二三
附錄	本邦重要統計補遺	一二六
	英和商業語集	一二七

最新商業教科書(改訂版) 下卷

廣島縣教育會編

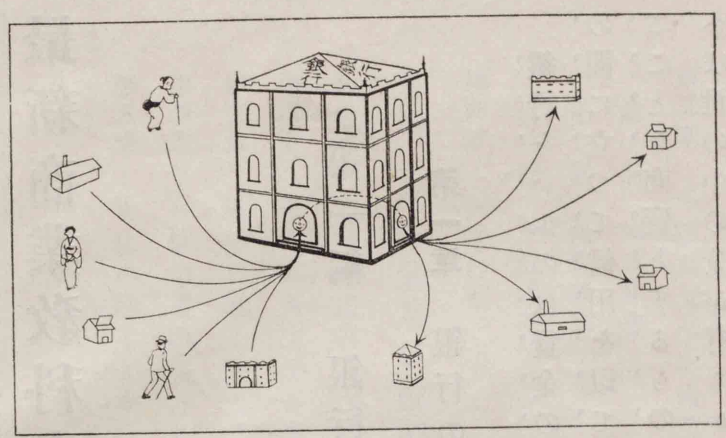
第一編 銀行業

第一章 銀行の意義及び效用

銀行といふのは、資金の餘つてゐる者と不足してゐる者との間に立つて、信用を以て取引し、兩方の資金の融通を計ることを商賣とするものであります。①もう少し判り易く言へば、世の中の金があるから何かに之を使ひ度いといふ人と何か仕事はし度いが金が無くて困るといふ人との間に立つ

①資金の融通のことを金融きんゆうと謂ひます。現今金融に従事してゐるものには銀行・信託會社・郵便局・金貸業者・質屋・無盡業者・信用組合等澤山あります。信託會社・質屋・無盡業者のことは後で説明します。

て、有る人から金を預り、無い人に之を貸すといふ事を商賣と



するもの、之が銀行であります。①
 勿論、金の有る人から無い人に直接貸しても差支無いわけでありませんが、有る人と無い人とは中々うまく巡り會はすものではありません。又、廻り會はずとしたところでお互ひに相手方を信用することが出来なければ、うまく貸借の話が成立するものではありません。又、たとへ話は成立するとしても、金額が多過ぎたり少な過ぎたりして、其の一致を見るものがむづかしいものであります。従つて、どうしても、其の間

①預つて利子を拂ひ、貸して利子を取り其の利鞘を儲けます。
 ○挿繪の中、向つて左の商店・工場・人々等は資金の餘つてゐる者、右の工場・商店等は資金の欲しい者であります。両方の間に銀行がゐる其の取次を致します。

銀行は金を有る人から預り無い人に貸す

に、誰にも判つてゐる、信用のある、金額をうまく都合づける、仲に入る者が無くしてはならぬことになり、即ち、銀行は此の要求に應じて存在するものであります。

金の有る人から之を預り無い人に貸す、之が銀行の本來の仕事であります。實際には此の外の仕事をするものでも、銀行と呼ばれることが甚だ多くあります。例へば、我が國の銀行法などは、其の取締の爲に、次の様なのはどれでも、銀行であるとしてゐるのであります。①

- 1 預金の受入と金銀の貸付とを併せて商賣とするもの。
 - 2 預金の受入と手形の割引とを併せて商賣とするもの。
 - 3 爲替取引を商賣とするもの。
 - 4 商賣として預金の受入をするもの。
- それでは之等の銀行は一體どんな利益を世の中にもたらすものでありませうか。左に之を述べませう。

①昭和三年一月一日から實施になつた新しい銀行法の第一條、尙此の新銀行法は銀行業を営むには、(イ)大藏大臣の免許を受けること、(ロ)資本金百萬圓以上の株式会社であること、(東京大阪に本店又は支店があれば二百萬圓以上) (ハ)商號の中に銀行の文字を使ふこと、(ニ)大藏大臣に營業の報告をし、又其の検査に服すること、(ホ)日曜日・祝祭日・其の他の一般休日以外は休業の出来ないこと、等の事柄を規定してをります。

- (二) 少しづつの資金を集めて、有益な商賣に貸出します。
- (三) 金銭の保管支拂係となり、私等の手間や心配を省きます。
- (四) 手形や小切手の流通を助け、正貨の用を節約します。
- (五) 金の廻りを調節して、物價の激變を防ぎます。
- (六) 勤儉貯蓄の美風を養ひます。

第二章 銀行業務

第一節 預金

預金といふのは、銀行が信用によつて外部から預かる、その資金であります。銀行が色々な活動をする源となるものでありますから、之を吸収することは、銀行業務の第一階段であります。①其の種類としては、現今、當座預金、特別當座預金、

定期預金、通知預金、預金手形、預金別段預金の六種を數へることが出来ます。以下之を説明しませう。

一 當座預金 之は、銀行が預け主の要求次第、何時でも其の全部又は一部を支拂ふ約束で預かるところの預金であります。預け主は此の當座預金によつて、毎日の受入金や銀行からの借出金を其の儘銀行に預け入れ、計算・出納の煩ひ、保管の危険を銀行に委ね、兼ねて又銀行の得意先となつて、當座借越手形割引手形取立等を依頼し、②又債務支拂場所になつて貰ふ等、③甚だ大きな便利を受けます。銀行も亦之によつて顧客を吸収することが出来ます。只然し、此の取引は銀行の勞が甚だ大でありますから、利子は附けられないか、附けられるとしても、極低率なのが普通であります。

私等が初めて銀行に當座預金をしようと思つたならば、先づ、從來其の銀行と當座預金取引をしてゐる者から銀行宛の

① 當座借越は當座預金が無くなつてからも尙支拂を頼んで銀行から金を拂つて貰ふこと、手形割引は手持ちの手形を持參して現金に代へて貰ふこと(勿論割引料を差引かれます)、手形取立は手持ちの手形を銀行に頼んで代りに取立てて貰ふことです。
 ② 約束手形を振出したり、爲替手形を引受けたりしたとき、其の支拂場所を自分の取引銀行としておいて、期日になつたら自分の當座預金を以て銀行に支拂をして貰ひます。

當座預金取引によつて銀行と得意先とが結ばれる

① 銀行が資金を吸収調達するには、預金受入・借入・再割引、其の他特殊の銀行では債券發行・紙幣發行等の方法がありますが、之等の中で一番重要なものは預金受入です。他の方法に就いては後にだんだん説明します。

○ 本縣下に本店を有する銀行は下記の通りです。

吳銀行、藝備銀行、三次銀行、備南銀行、
 廣島合同貯蓄銀行、廣島縣農工銀行。

紹介状を貰ひ、之に自分の店の貸借対照表等、自分の信用を裏書するものを添へて銀行に差出し、其の承諾を乞はねばなりません。①銀行は右に述べた様に、將來密接な關係を有つ様になる得意先を定めることであり、十分に興信部で調査をし、適當と認めましたら承諾の意を示します。②乃ち、私等は初めて當座取引差入證③を作成し、之に預金すべき現金又は小切手並びに其の明細を記した當座預金入金票を添へて差出します。銀行は之に對して、當座預金通帳を作成し、小切手帳と共に交付して呉れますから、私等は之等の受領書と、小切手に使ふ印鑑と筆跡の届けを出します。以後は預金の時には入金票を作つて之と共に出し、引出の時には小切手帳の小切手に其の金額を記し、④自分又は他人が之を銀行に持参し、現金を受取ればよろしい。

①貸借対照表は其の店の資産と負債を借方と貸方に分けて記したものであります。簿記の時間に説明があります。
 ②おほかたの銀行には興信部といつて得意先の信用を調査する部が設けてあります。銀行内の興信部で十分でないときは更に興信所といつて専門に商業界の信用方面の調査をしてる所に頼んで調査して貰ひます。
 ③當座取引差入證は當座取引申込書と當座勘定取引約定書とを一緒にした働きをするものです。
 ④小切手の書式は上巻50頁を見て下さい。

第一條 當銀行の當座取引、當銀行所定の當座預金通帳及小切手を使用セラレシ
 第二條 當座預金ハ一口ノ金高拾圓以上ヲ現金又ハ手形、小切手其他證券類ニテ振込
 右ノ場合ニ於テ當銀行ハ取立濟ノ上ニラサレバ預ケ主ノ支拂資金ト看做サ、ル
 第三條 前條手形、小切手、證券類ノ不渡トナリタルキハ預ケ主ハ當銀行ヨリ通
 知ヲ不渡ニ付テハ預ケ主ヨリ豫メテ告知セシキトキハ其入金ヲ取消スベシ
 第四條 前條手形、小切手、證券類ノ不渡トナリタルキハ預ケ主ハ當銀行ヨリ通
 知ヲ不渡ニ付テハ預ケ主ヨリ豫メテ告知セシキトキハ其入金ヲ取消スベシ
 第五條 當座預金ノ引出ハ一口ノ金高五圓以上トシ小切手使用セラレシ
 但手形金ノ振替又ハ振出ノ場合ノ利息ハ當行ヨリ通知セルモノニ限リ小切手
 第六條 預ケ主ノ振出又ハ引出シタル手形ノ支拂場所若クハ支拂擔當者トシテ當
 銀行ノ指定サレタル場合ハ當銀行ハ其手形ニ付キ期日後ト雖モ其取引先ノ當座口
 利息ニ付テハ第十一條ヲ準用ス
 第七條 預ケ主ノ振出又ハ引出シタル手形、小切手が過振出トナリタルキハ
 當銀行ノ見込ヲ以テ支拂キ爲シタル場合ハ直チニ入金セラルベシ過振出ト對スル
 第八條 預ケ主ノ振出サレタル小切手ノ支拂保證キ爲シタル場合ハ即時其當座勘定
 額ヨリ該金額ヲ引去ラベシ
 第九條 預ケ主ハ手形小切手ニ押捺スル印鑑ヲ差出サレシ若クハ代人ナシテ小切手
 ナ振出サシメタル場合ハ委任狀及ビ其代人ノ印鑑ヲ差出サレシ
 前項印鑑ニ照シテ支拂キ爲シタル手形小切手ハ遂用其他事由ノ如何ニ拘ラズ當
 銀行ハ其損害ノ責ニ在セズ
 第十條 印章又ハ小切手水火盜難ニ罹リ又ハ紛失滅失若クハ改印セラレタルキハ
 直チニ當銀行ニ届出ラレシ其届出前ニ支拂キ爲シタル場合ハ前條第二項ヲ準用
 ス
 第十一條 當座勘定ノ利息、當銀行所定ノ時期利率及ビ計算法ニ依リテ計算ス
 第十二條 當銀行ハ毎決算期毎ニ計算書ヲ作り預ケ主ノ承諾ヲ求ムベク右計算書殘
 送ノ日ヨリ二週間内ニ何等ノ回答ヲ受ケザラセトキハ異議ヲキモト看做スベシ
 第十三條 本取引ハ預ケ主又ハ當銀行ノ都合ニ依リ何時ニモ之レヲ解約スルコトヲ
 得解約ノ場合ハ勘定決算ノ上殘存セル小切手用紙當銀行ニ返還セラレベシ

株式会社藝備銀行當座勘定取引規定
 株式会社藝備銀行
 御 中
 天野 一郎 (印)
 廣島市紙屋町壹番地
 昭和△年五月壹日
 今般貴行ト當座取引約定致候ニ付テハ左記當座取
 引規定ヲ承諾致候也
 參 錢 紙 印
 當座取引差入證

50 當座勘定入金票 ① 50
昭和△年5月1日

		拾萬	千	百	拾圓	拾錢	預ケ主 天野一郎
通貨			2	0	0	0	
當店手形			1	6	7	0	
他店手形類			2	0	0	0	
合計			5	6	7	0	
摘要							

入金 五千六百七拾圓也
内他店手形額 金貳千圓也

昭和△年△月△日

株式会社藝備銀行

小切手用法

- 一 小切手ヲ振出スニハ金額並ニ年月日ヲ明記シ署名又ハ記名ノ上豫テ差出アル印鑑ト同一ノ印章ヲ押捺セラルベシ
- 二 小切手金額ニハ一、二、三、十等ノ文字ヲ用キズシテ必ズ壹、貳、參拾等ノ文字ヲ使用セラルベシ
- 三 文字ノ訂正書入ハ豫テ差出アル印鑑ト同様ノ印章ニテ證明セラルベシ
- 四 但金額書損ノ場合ニハ成ルベク其ノ用紙ヲ破棄セラレタシ
- 五 當座取引解約ノ場合ニハ用キ残りノ小切手ヲ返還セラルベシ

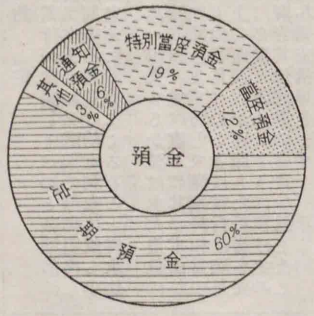
① 斯様な形式のものを数十枚とごて一冊の帖簿にしてありますから、これによつて金を預けると、點線から右方は銀行が切取つて整理し、左方は其のまま帳簿に残して預金者に返して呉れます。

尙ほここに一言したいことは**預金振替**のことです。預金振替とは同一の銀行に取引のある人々同士の間の貸借を、銀行の當座預金帳簿上の付替によつて決済をつけることをいふのであります。當座預金が支拂手段としての效用のあるのは、實にかういふ機能があるからであります。

二 特別當座預金 ① 之は一口十圓以上として預り、預り證としては特別當座預金通帳を渡し、何時でも請求の有り次第之によつて拂戻しをする約束のものであります。

三 定期預金 之は六箇月又は一箇年と期間を定めて預り、其の間は拂戻さない約束の預金であります。銀行は其の間安心して之を他に運用することが出来ますので、預金中一番歓迎し、利子も一番高く拂

我が國普通銀行の預金内容
昭和十年末調



① 小口當座預金ともいわれます。

第二節 貸出

一方から金を預り、他方へ之を貸出すことが、銀行の本来の仕事であることは前に説明しました。銀行は努力して集めた預金を、更に一層の努力と注意とを以て他方へ貸出します。預金と貸出は、丁度仕入と販賣の様なもので、両方がうまく揃つて初めて、仕事が成功するものであります。

貸出の種類としては、割引貸付・コールローンの三大別を擧げることが出来ます。以下之を説明しませう。

一 割引 之は銀行が未だ期日の來ない手形を割引して金を貸出すことを謂ひます。手形を割引するといふのは、其の手形を受取つて、それに書いてある金額(額面)だけを渡さずに、割引の日から期日迄の利子(割引料)を差引いて、残り(手取金)だけを渡すことを謂ひます。銀行は割引の日に手取金だけ

①一般商人は商品を一方から仕入れて他方に販賣し、其の直の開きを儲け、銀行は金を一方から預り他方に貸出し其の利子の開きを儲けます。

預金と貸出はうまく歩調が揃はねばならぬ

を渡しておき、期日になつて額面全部を受取ることによつて、其の差即ち割引料だけを儲けることが出来ます。割引依頼者も亦期日になれば額面だけ得られるのであるが、金が入用でそれまで待てぬといふ場合、之によつて、少額の割引料で金融を受け、商賣上大いに便を享けることが出来ます。

割引の中には更に左

手形割引依頼書		商 業 手 形			
金額	金壹千貳百參拾五圓六拾七錢也	番號	第壹貳參號	振出人	廣 田 太 郎
支拂人	島 本 幸 夫	振出年月日	昭和△年五月 壹 日	支拂日	昭和△年六月貳拾九日
期日	昭和△年五月參日	右	昭和△年五月參日付手形割引契約書ニ基	キ	手形割引相成度及御依頼候也
昭和△年五月參日	依頼人	天 野 一 郎 (印)			
株式會社 藝 備 銀行 御 中		(2.11.20.000)			

手形を受取り額面から期日迄の利子を差引いて残りを渡すのが手形の割引

引の結果生れた手形を割引するのですが、之は新たに手形を作らせてそれを割引するので、両方の内容は大きく変ちがつてゐることを忘れてはなりません。

3 當座貸越 之は銀行が當座預金取引のある得意先に、豫めの約定に基いて、當座預金の限度を超えて一定金額を限り、小切手を以て引出す(即ち貸越す)ことを許すものであります。當座預金者が此の便宜を得るには、豫め銀行の承諾を得、當座勘定借越契約書と共に擔保品根抵當を差入れておかねばなりません。

三 コールローンの之は銀行が要求次第何時でも返して貰ふ約束で貸出するものを謂ひます。我が國に行はれてゐるものには、翌日物、無條件月越三十日物、普通物等があります。貸出の相手は他の銀行である場合が多いのです。借りた方の銀行は之をコールマネイといふ名前前で帳簿に附けます。

①當座預金の預金以上に。
 ②Call loan. 直譯すれば「要求貸付」となります。
 ③翌日物は今日借りて明日返すもの、無條件は返済期に制限なく前日の通知により返すもの、月越は翌月になつてから通知により其の翌日返すもの、普通物は一週間たつてから通知により其の翌日返すものです。

東京金利	大阪金利(23日)
翌日物 0.75—0.70	早受手 1.10—1.00
無條件 0.85—0.75	商手 1.60—1.10
卅日物 1.10—0.85	擔保付 1.60—1.10
商手 1.50—1.10	紡手 1.10—0.95

株式會社藝備銀行御中

住所 廣島市紙屋町壹番地 一 野 野 一 郎 田 大 郎
 住 所 廣島市紙屋町五番地 大 郎 田 大 郎
 保 證 人 廣島市紙屋町壹番地 一 野 野 一 郎 田 大 郎

抵當物件表示

廣島市紙屋町壹番地 一 野 野 一 郎 田 大 郎
 同 一 町壹番地 廣島市紙屋町壹番地 一 野 野 一 郎 田 大 郎
 一、木造瓦葺階家本屋 建坪參拾五坪六分 外 貳階參拾坪 壹 棟
 百貳拾五坪六合七分

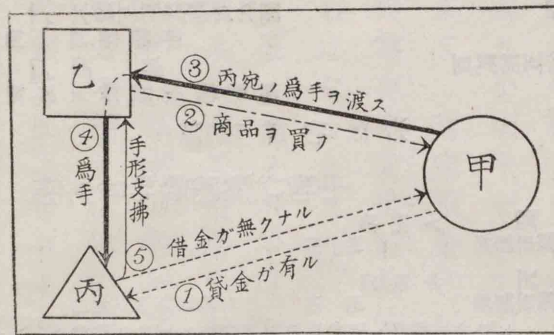
(不動産擔保預二)

三 印 紙 錢 印

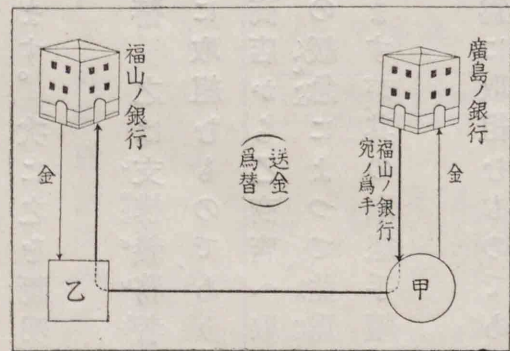
一、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。二、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。三、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。四、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。五、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。六、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。七、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。八、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。九、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。十、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。十一、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。十二、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。十三、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。十四、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。十五、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。十六、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。十七、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。十八、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。十九、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。二十、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。二十一、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。二十二、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。二十三、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。二十四、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。二十五、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。二十六、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。二十七、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。二十八、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。二十九、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。三十、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。三十一、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。三十二、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。三十三、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。三十四、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。三十五、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。三十六、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。三十七、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。三十八、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。三十九、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。四十、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。四十一、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。四十二、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。四十三、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。四十四、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。四十五、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。四十六、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。四十七、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。四十八、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。四十九、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。五十、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。五十一、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。五十二、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。五十三、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。五十四、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。五十五、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。五十六、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。五十七、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。五十八、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。五十九、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。六十、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。六十一、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。六十二、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。六十三、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。六十四、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。六十五、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。六十六、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。六十七、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。六十八、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。六十九、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。七十、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。七十一、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。七十二、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。七十三、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。七十四、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。七十五、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。七十六、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。七十七、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。七十八、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。七十九、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。八十、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。八十一、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。八十二、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。八十三、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。八十四、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。八十五、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。八十六、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。八十七、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。八十八、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。八十九、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。九十、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。九十一、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。九十二、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。九十三、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。九十四、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。九十五、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。九十六、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。九十七、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。九十八、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。九十九、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。一百、本行が依り、担保物件の金、外、小切手、以て、貸越す。

第三節 爲替

爲替といふ文字は色々の意味に使はれますが、^①本來から言つたならば、之は或る土地の者(甲)が、他の土地の者(丙)に委託して、一定の金額を第三の者(乙)に支拂はせることを指すものです。例へば、廣島甲商店が福山乙商店から商品を買ひ代金千圓を支拂ふに方り、他方福山丙商店に賣掛金を有つ様な場合、甲商店が丙商店に委託して、乙商店へ千圓支拂はせること、之が爲替であります。^②



ところが、實際になりますと、中々金額や人の一致がむづかしくなります。即ち、前記甲商店が乙商店に支拂ふには、廣島の銀行が先づ甲商店から千圓を受取り、千圓の爲替手形を作つて、福山の銀行に支拂委託をし、之を甲商店に渡し、甲商店が之を乙商店に送付し、乙商店が之を名宛銀行に持参すれば、其の金を受取る事が出来る様にしてゐます。(送金爲替)



ので、現今では概ね銀行が此の爲替關係者の一人になつて、其の一致を助けることにして居ります。即ち、前記甲商店が乙商店に支拂ふには、廣島の銀行が先づ甲商店から千圓を受取り、千圓の爲替手形を作つて、福山の銀行に支拂委託をし、之を甲商店に渡し、甲商店が之を乙商店に送付し、乙商店が之を名宛銀行に持参すれば、其の金を受取る事が出来る様にしてゐます。(送金爲替)

又甲商店が丙商店から千圓の集金をするには、甲商店振出丙商店宛支拂委託の爲替手形を、廣島の銀行は甲商店から受取り、之を福山の銀行に送付して、丙商店から取立てることにして居ります。(逆爲替) 即ち、銀行はかうして、預金貸出以外

① 廣島の銀行が福山の銀行と當座預金取引をしてゐるときには福山の銀行宛小切手を作りますが支拂委託をすることには變りはありません。
 ② 福山の銀行は廣島の銀行の支店でもよければ、又取引先銀行でもよろしい。
 ③ 之は各々送金爲替・逆爲替の例であります、此の説明は次の22頁を見て下さい。

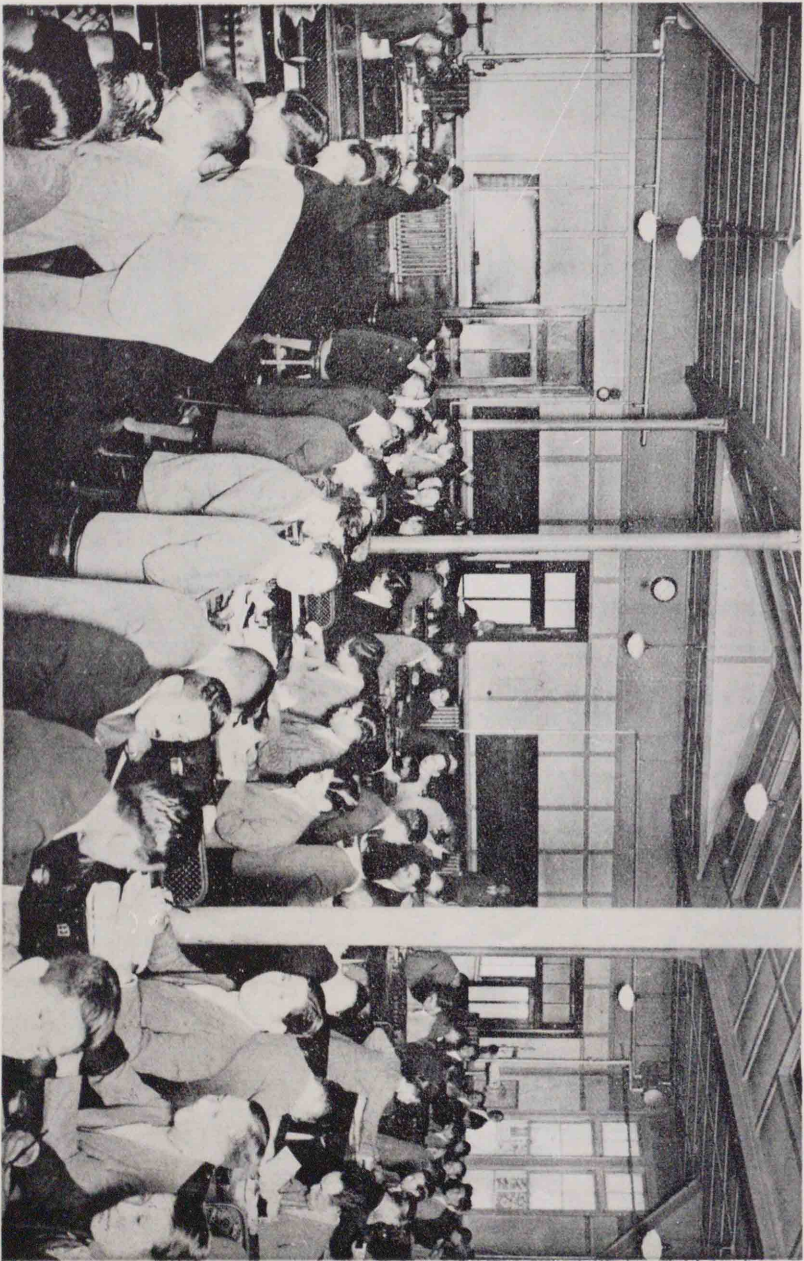
支拂委託により第三者に支拂はせる仕組が爲替

銀行は前に述べました預金貸出爲替の業務の外に尙色々の業務を行ふものであります。以下之等について一通りの説明をすることと致します。

一 手形交換 銀行は得意先から受入れた他銀行宛の小切手や他銀行を支拂場所とした取立依頼手形割引手形等を一々使を出して取立ててゐては到底其の煩に耐へません。乃ち各々相談し合ひまして現今ではお互ひに取立てる小切手手形を毎日一定の時に一定の場所に持ち寄り組織的に簡単に便利に交換し合ふことにしてゐるのであります。之を手形交換と謂ひます。

全國手形交換所交換高

	全國交換局		左ノ内			
	枚數	金額	東京	大阪	横濱	廣島
	千枚	百萬圓	百萬圓	百萬圓	百萬圓	百萬圓
大正 5	13525	20235	9083	6035	1693	25
10	28880	68627	30864	23955	2701	164
昭和 1	38713	89333	39460	28387	1973	330
2	35072	62875	27327	20130	1711	240
3	37457	68819	31126	21684	1716	248
4	38909	63611	25071	22374	1786	312
5	36711	51610	21367	17889	1267	238
6	35137	46225	21593	14432	1062	181
7	34655	52838	26563	15625	1060	185
8	37332	66933	31550	22175	1232	221
9	37813	64379	25339	24439	1228	237
10	40563	63801	25512	22668	1445	254



東京手形交換所に於ける手形交換の實況

一定の場所は手形交換所と謂はれ、^①相集る銀行は交換所組合銀行と謂はれます。^②

小切手は上巻で説明した様に、商人が銀行などに當座預金をしてゐる場合、其の拂出を請求する爲に振出す證書です。

小切手の振出人又は所持人は、其の表面に二條の平行線を引いて之を線引小切手とし、其の小切手の紛失盜難等の場合に備へることが出来ます。此の線引小切手の中には一般線引小切手と特定線引小切手との二種類があります。一般線引小切手といふのは、此の二條の平行線の中に、單に「銀行」と書くか、又は何も書かずに其處をその儘白地にしておくものです。斯うしておく支拂銀行は一般の銀行にしか、^③其の小切手の支拂を致しません。特定線引小切手といふのは、二條の平行線の中に、「何々銀行」と銀行名を特定して書いたものです。斯うしておく支拂銀行は此の特定銀行だけにしか

①我が國には現今46の手形交換所があります。

②廣島手形交換所組合銀行名。

三井銀行廣島支店、住友銀行廣島支店、三和銀行廣島支店、第一銀行廣島支店、廣島縣農工銀行、藝備銀行、安田銀行廣島支店、第百銀行廣島支店の八組合銀行に日本銀行廣島支店と廣島郵便局が参加します。

③支拂銀行は此の場合でも、取引先に関り、個人でも支拂を致します。



廣島手形交換所の手形交換高
(昭和十一年十一月十六日)
手形交換高 1,510,208.18
手形交換枚数 1,888枚



廣島手形交換所 外觀(上)と交換實況(下)

GF55

小切手

一金壹千圓也

右金額此小切手持參人
へ御拂渡可被成候

昭和△年十月一日

振出地 東京市

水上次郎

支拂地 東京市

株式第一東京銀行御中

御印

れ益々手形交換所の用が大になりますのであります。
二 信用状發行 買手は、仕入を圓滑にする爲、相手方の賣手が貨物發送次第荷爲替取組が出来る様にしようとする場

支拂を致しません。
かやうなわけで、線引小切手になりますと、支拂銀行に對する支拂の請求は、原則として、銀行が之をしなければなりません。それ故個人で之を貰つた場合には、取引銀行に依頼して、支拂の請求をして貰はねばなりません。①線引小切手が多くなり、支拂銀行に對して、銀行からの支拂請求の多くなるに伴

①此の場合、依頼される銀行は、よく依頼者を見て、信用のある者のみ(即ち、その取引先だけ)の依頼を引受けますから、不正な依頼者は存在の餘地がなくなるのであります。

參 紙 錢

第參〇五號

商業信用状

限 度 金 額	金 壹 萬 圓 也
貨 物 名 及 數 量	豆 粉 五 百 匁
取 組 場 所	大 連 市 横 濱 正 金 銀 行 支 店
取 組 期 間	自 昭 和 △ 年 八 月 壹 拾 壹 日
支 拂 期 限	至 昭 和 △ 年 八 月 參 拾 壹 日
支 拂 地 及 運 送 店	手 形 日 付 ヨ リ 參 拾 日 以 内
支 拂 場 所	尾 道 市 運 送 店
支 拂 組 人	株 式 會 社 藝 備 銀 行 尾 道 支 店
取 組 人	大 連 市 伊 勢 町 山 田 三 郎
保 險 人	尾 道 市 久 保 町 大 森 一 郎

但海上運送ノ場合ハ特擔分損擔保保險ニ限ル
原價以上ノ運送保險ヲ付セシムルコト

右限度範圍ニ於テ前記取組人ヨリ此信用状呈示ノ上船荷證券又ハ貨物引換證、保險證書、仕切書等相添ヘ荷爲替取組方御請求有之候節ハ前記ノ各項御承知ノ上可成低歩ヲ以テ御取扱被下當行尾道支店ヘ取立ノ爲メ御仕向ケ被下度該手形到着ノ上ハ無相違爲支拂可申候商業信用状仍テ如件

但御取扱年月日及金額ハ裏面相當欄内へ必ス御記入可被下且此信用状ノ全額取組濟又ハ期限満了ノ上ハ當行へ御返送被下度候也

昭和△年八月壹日

横濱正金銀行

大連支店御中

株式會社 藝備銀行

營業部長

吉 田

義

夫

合には、銀行へ行つて、商業信用狀の發行を頼みます。① 乃ち銀行は、賣手所在地の銀行に宛て之を發行し、此の書面の所持人(賣手)が、當銀行又は當銀行指定の者(買手)を支拂人とする爲替手形を持参しましたら、御懸念無く割引して下さい、其の手形の辨済に就いては十分責任を負ひます。といふことを保証します。乃ち、買手が之を賣手に送つておけば、賣手は何時でも貨物發送次第爲替の取組が出来来る筈であります。②

三 其他 銀行は尙得意先の爲に、手形の代金公債社債の元利金株式の配當金等の取立を行ひ(代金取立、貴金屬有價證券其の他の貴重品の寄託を引受け保護預り)、有價證券の受託賣買を試み(證券受託賣買)、又政府企業家等の爲に、其の公債證書株券社債券の發行(證券發行)をも掌ります。

第三章 特殊銀行

私等の前章の研究は、大體普通銀行即ち商業銀行に就いてのものでありましたが、我が國には尙此の普通銀行に對して多くの特殊銀行即ち中央銀行爲替銀行工業銀行農業銀行殖民地銀行貯蓄銀行等があります。① 以下之を説明しませう。

一 日本銀行 中央銀行としての役目を有ち、全國の銀行の銀行として、其の預金を受け、又之に貸出をし、又銀行券を發行し、國庫金の取扱をします。

二 横濱正金銀行 爲替銀行としての役目を有ち、外國爲替手形の賣買其他を行ひます。仕事の資金として毎年、年二歩の低利で日本銀行から二千萬圓迄の融通を受け

紙幣及び銀行券流通高(單位百萬圓)

各年末	小額紙幣	日本銀行券	朝鮮銀行券	臺灣銀行券	計
大正一一	一、五三八	一、五三七	一〇〇	三、四	一、八三一
昭和一一	一、四	一、四一	一一〇	四、八	一、七一一
一〇	一、二	一、四一	九一	四、〇	一、五五六
九	一、一	一、三一	一〇一	四、四	一、四六九
八	一、一	一、三二	一一〇	四、二	一、五六二
七	一、一	一、三二	一一〇	四、二	一、五六二
六	一、一	一、三二	一一〇	四、二	一、五六二
五	一、一	一、三二	一一〇	四、二	一、五六二
四	一、一	一、三二	一一〇	四、二	一、五六二
三	一、一	一、三二	一一〇	四、二	一、五六二
二	一、一	一、三二	一一〇	四、二	一、五六二
一	一、一	一、三二	一一〇	四、二	一、五六二
〇	一、一	一、三二	一一〇	四、二	一、五六二

① 普通商業金融の爲の銀行を普通銀行と謂ひ、其の他の特殊の方面の金融の爲の銀行を一まとめとして特殊銀行と謂ひます。尤も爲替銀行は廣い意味から見て商業銀行の一種と見之を普通銀行の中に數へることもあります。

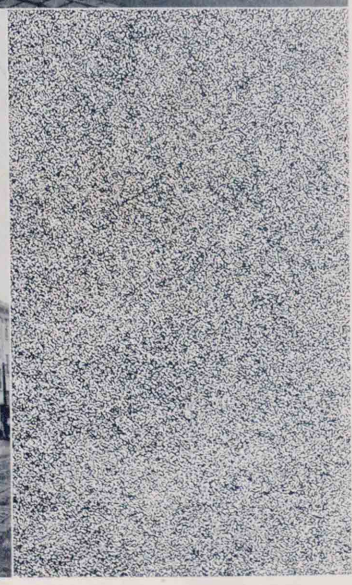
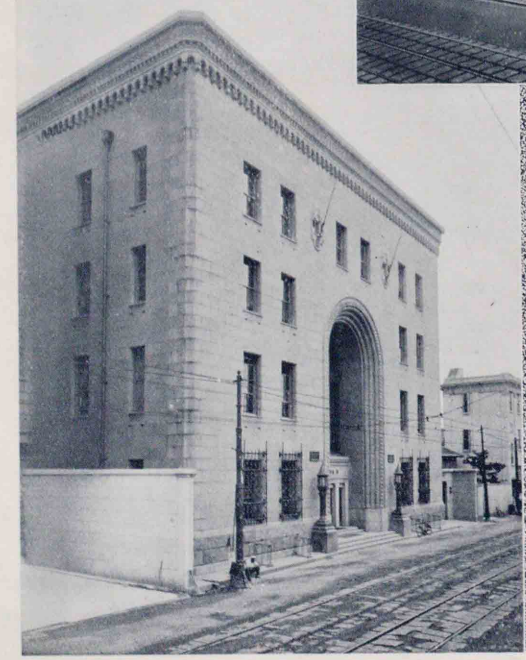
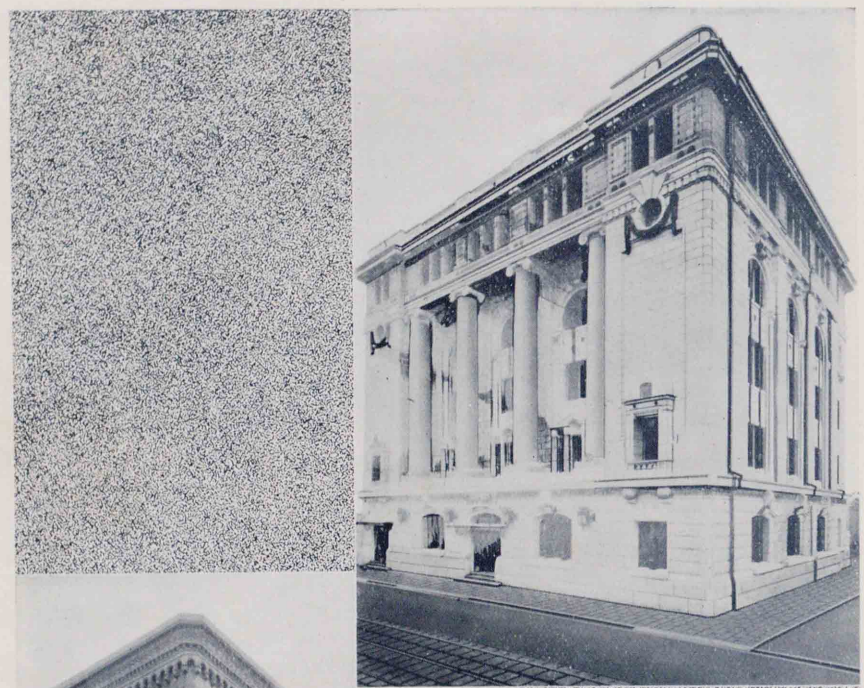
① 勿論相當の擔保物を銀行に提出しなければなりません。
 ② 荷爲替以外の逆爲替取組の爲の信用狀は特に逆爲替信用狀と謂はれます。旅行者などは本國の銀行に豫め一定金額を提出し旅行信用狀を貰ひ、旅行先各地で其の地の銀行へ、此の旅行信用狀と本國銀行宛爲替手形とを持参し、手形を金にして貰ふ様にしますが、此の旅行信用狀も亦逆爲替信用狀の一種であります。

ることが出来ます。

- 三 日本勸業銀行 農業銀行、工業銀行としての役目を有ち農工業者に長期資金の貸付を行います。此の資金を集める爲には、割増金附の勸業債券を発行することが出来ます。
- 四 農工銀行 日本勸業銀行と同性質のもので、各府縣を一營業區域としたものであります。やはり其の區域の農工業者に長期資金の貸付を行います。
- 五 北海道拓殖銀行 北海道及び樺太の農業銀行、工業銀行、殖民地銀行としての役目をするものです。拂込資本金の十五倍の額迄債券を発行して、資金を集めることが出来ます。
- 六 朝鮮殖産銀行 朝鮮の農業銀行、工業銀行としての役目を有つものです。又、拂込資本金の十倍迄債券を発行して、資金を集める特權が認められて居ります。
- 七 日本興業銀行 工業銀行としての役目を有ち、動産不動

① 銀行債券現在高 (昭和九年六月末)

千圓		千圓	
勸業債券	805,864	農工債券	481,682
復興貯蓄債券	78,013	殖産債券	241,341
興業債券	307,141	計	2,040,507
拓殖債券	126,464		



下、住友銀行廣島支店 上、工業銀行

産①を擔保とする長期の貸付を行ひます。同じく拂込資本金の十倍迄債券を發行することが出來ます。

ハ 臺灣銀行 臺灣の中央銀行、農業銀行、工業銀行、爲替銀行、並びに殖民地銀行としての役目を有つものであります。臺灣だけに通用する臺灣銀行券を發行致します。

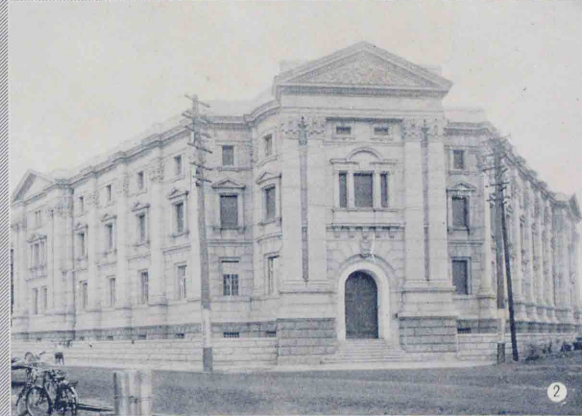
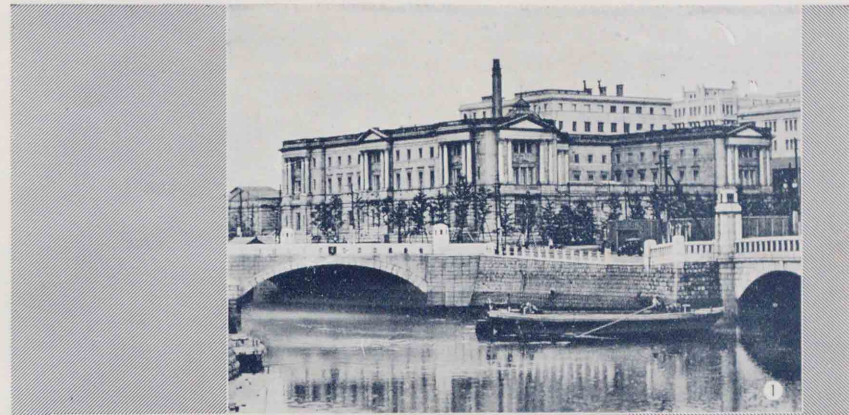
九 朝鮮銀行 朝鮮の中央銀行、殖民地銀行、爲替銀行としての役目を果すものです。又朝鮮だけに通用する朝鮮銀行券を發行致します。

〇 貯蓄銀行 勤儉貯蓄の奨励を目的として一般の人から細い金を複利計算で預ることを目的とするものであります。

尙此の他、特殊の金融機關としては、質屋、無盡賴母子信用組合、産業組合、中央金庫、商業組合、工業組合、輸出組合、商工組合、中央金庫、信託會社等があります。此の中、質屋は一般民衆の爲に、其の動産を質にとつて金融を計るものであり、金融を受け

①不動産といふのは土地(田・畑・宅地・原野・林野・堤防・石垣・舗道・溝池・井戸)や、之に定着してゐるもの(住家・倉庫・納屋・厩舎・神社・佛閣・堂塔・生えてゐる木や竹・鐵道・橋梁・タンク)を謂ひます。動産は不動産以外の有體の物(米・砂糖・机・椅子・車・諸道具等々)を謂ひます。

②廣島合同貯蓄銀行は廣島市上流川町にあります。



1. 日本銀行 2. 横濱正金銀行 3. 廣島縣農工銀行

た者は、一定期間後借用金額及び利子を返済して、先に質に入
れておいた動産を受取る仕組のものであります。市町村又
は公益法人が質屋を営む場合は特に公益質屋と謂はれます。

公益質屋（昭和七年度）	
利用者別	
労働者	四五、〇三人
俸給生活者	一元、四九人
小工業者	一五、五七
小商人	二五三、二四九
農業者	九六、九一
漁業者	四、四六
其他	二七、七七
計	一、四三三、〇〇〇
貸付口数	一、七三三、四六口
金額	八、四七五、〇九圓

① 之は一口十圓以内一世帯② 五十圓以
下の貸付をして、専ら下層階級の金融の
便を計るものであります。無盡と頼母
子とは現今殆ど同じに用ひられて居り
まして、一定の口数と掛金とを定めてお
いて、定期に掛金を拂込ませ、其の集つた
金を、抽籤とか入札とかいふ方法で、講員
に與へる仕組のものであります。③

① 本縣下には現在廣島市、(東西)呉市、福山市、鞆町(沼隈郡)木之江(豊田郡)豊濱(豊田郡)走島(沼隈郡)に公益質屋があります。(昭和6年7月31日)

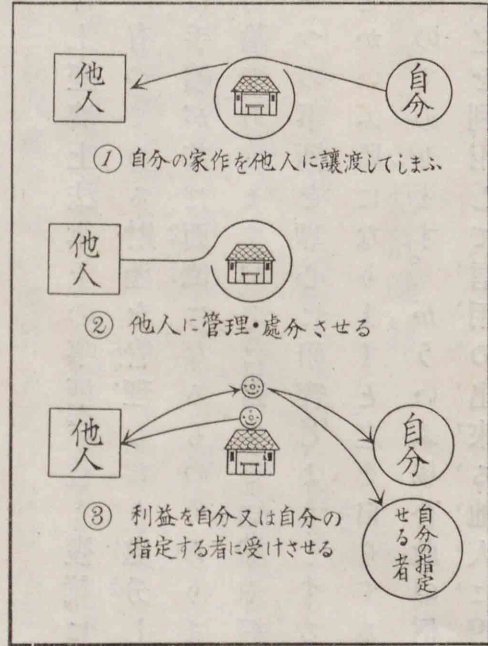
② 一軒のくらし。

③ 信用組合・産業組合中央金庫・信託會社のことは、後にだんだんと説明します。

第二編 信託業

第一章 信託の意義及び效用

自分の有つてゐる金、錢、有價證券、土地、家屋、其の他財産、な
れば何でもよろしい。
之を信用する他人に
譲渡してしまひ、其の
他人の手に於いて、そ
れを適當に管理又は
處分させ、それから上
る利益を、自分又は自
分の指定する者に受
けさせる様にする仕



信託では他人を信じて財産權を之に移轉してしまふ

組を信託と謂ひます。

世の中が進んで、社會上經濟上法律上の事柄が益々複雑になつて來ますと、自分の有つてゐる財産を管理したり、處分したり、運用したりするに手續が甚だ面倒になるものであります。婦人や幼年者は勿論であります。之に對する知識や經驗の有る者でも、或る一つの事柄を専心に研究しようとするとか、長い間旅行するとかいふ段になりますと、之を自らするのは、甚だ困難となるものであります。かういふ場合此の信託といふ仕組があれば、之を利用して、信用の出来る他人に、自分の財産を讓渡してしまひ、其の管理處分をさせ、利益だけをこちらへ貰ふ様にすることが出来まして、甚だ便利であります。

今までも、留守中とか自分の手が廻らぬ時とかには、他人に財産の管理又は處分を頼んだものでありましたが、それは

單に代理人として事務を執らせただけで、頼まれた人も、餘り思ふ様に仕事が出来ず、物足らぬ所がありました。ところが信託といふ仕組が利用される様になつてからは、其の物が頼まれた人の物になつてしまひますので、頼まれた人は自由に最善に其の物を管理處分することが出来て、双方とも非常な便利が得られるやうになりました。

第二章 信託業及び信託業務

信託業といふのは、右に述べた様な信託の仕組に於きまして、其の頼まれる方の者となり、他人から財産權の讓渡を受け、それを注意深く管理處分し、利益は頼んだ人又は頼んだ人の指定した人に渡し、一定の報酬を受け、ことを商賣とすることを謂ひます。我が國で信託業を営むには、資本金を百萬圓以上とし、株式會社組織とし、大藏大臣の免許を受けなければ

① 我が國では明治38年に擔保附社債信託法を制定してイギリス流の信託制度を輸入致しましたが、更に大正11年に、信託法・信託業法を制定してイギリス流、アメリカ流兩方の信託制度を完全に輸入致しました。擔保附社債信託の事は39頁を見て下さい。

② 後で返して貰ふのですが、とに角一度は財産を渡してしまふのですから相手方は信用の出来る人で無くてはなりません。信用して託するから信託といふ名があるのです。
③ 昔イギリスでは報酬を拂ひませんでした。今は相當の報酬を拂ふのが普通になつてゐます。

ならぬことになつてゐます。

現今我が國の信託會社の行ふことの出来る業務には、次の様なものがあります。

一 金銭信託 之は、信託會社が一定期間一定金額の預託を受けて、之を運用し、期間終了後一定の信託料を差引き、残りの収益及び元金を渡す信託であります。依頼する者にとつては、銀行の定期預金より有利確實であります。金額が五百圓以上で、其の上期間が二箇年以上でなければならぬ等といふ制限がありますので、多少の不自由は免れません。

金銭信託は運用の如何によつて更に次の様に分たれます。

1 特定金銭信託 資金の運用を、何某への貸付、何株への投資等と特定されて頼まれる金銭信託を謂ひます。

2 指定金銭信託 資金の運用方面を、大體貸付金にか、有價證券へとか指定されて頼まれる金銭信託です。

3 特定又は指定無き金銭信託 ①資金の運用を全然一任されて頼まれる金銭信託を謂ひます。

二 金銭信託以外の信託 此の中に次の様な信託を擧げることが出来ます。

1 金銭信託以外の金銭の信託 金銭の信託を受けることは右の一②と同じですが、只信託の終つた時、右の一は必ず頼んだ人に金銭で返すのですが、之は金銭以外の財産若くは金銭何れでも其の時残つた儘の財産で返せばよい約束の信託であります。

2 有價證券の信託 有價證券の管理運用又は處分を引受ける信託であります。

3 金銭債權の信託 貸金の保全取

我が國信託會社の引受高内譯 (單位百萬圓)

各年度	金銭信託	其他の金銭信託	有價證券信託	金銭債權信託	其他の信託	計
昭和1	423	17	110	43	40	663
5	1179	17	199	17	176	1578
6	1232	18	190	16	29	1475
7	1226	10	183	12	30	1461
8	1378	12	184	9	33	1616
9	1570	10	206	9	32	1827
10	1737	10	255	8	30	2040

①信託會社が此の金を運用する方面は、法令で國債投資、貯蓄預金、郵便貯金等極めて堅實なものだけに限られて居ますので、収益も少く従つて利用者も少いです。

②前頁の金銭信託。

③會社によつては證券管理信託・證券運用信託・證券處分信託の名前で細別してゐる向もあります。

①銀行の定期預金に對して、此の金銭信託による金銭の預託を信託預金とも謂ひます。

②もつとも、その中の特定金銭信託だけには此の制限がありません。

立處分等を引受けるものであります。

4 動産の信託 動産の保管處分等を引受けるものです。

5 土地及び其の定著物の信託^① 土地家屋の貸付、地家賃の取立、敷金の受拂、土地家屋の保存改良、修理、賣却、土地家屋に對する租税の支拂等を引受ける信託であります。

6 地上權の信託 地上權といふ、建物や竹木を所有するために他人の土地を使ふことの出来る權利、の世話を引受ける信託です。

7 土地の賃借權の信託 土地の賃借權といふ、賃金を拂つて其の土地を借用する權利、の世話を引受ける信託です。

尙、此の他に、信託會社は附隨的の商賣として、金錢貸借の媒介、貸金取立の代理事務等色々の仕事を致します。

①言ひ換へれば不動産の信託です。31頁の下を見て下さい。

第三章 信託契約の手續

先づ初めに、信託契約に關係する人を説明しますと、之に次の様な三者があります。

一 委託者 之は信託を頼む者であります。法律上別に制限がありませんから、誰でも委託者になれます。

二 受託者 之は信託の引受をして財産の管理處分の任に當る者であります。受託者となつて信託の營業をするに、我が國では資本金百萬圓以上の株式會社でなければならぬことは前に述べた通りです。

三 受益者 之は信託せられた財産の管理又は處分から生ずるところの利益を享ける者であります。委託者自身が受益者となることは勿論差支へありません。

次に委託者が受託者即ち信託會社と信託契約を取結ぶに

東京信託株式會社

東京市麹町區有樂町一丁目一號

指定金錢信託(信託預金)申込書

信託金額	金五萬圓也
信託期間	五年〇箇月間
委託者 (信託預金者)	(住所) 尾邊市王臺町四十五番地 戸田忠士
元本ノ受益者 (完全受益人)	(住所) 尾邊市王臺町四十五番地 戸田廣子
收益ノ受益者 (利息受取人)	(姓名) 戸田廣子 (住所) 尾邊市王臺町四十五番地 短期及長期ノ收益ヲ元本ニ組込テ故本欄記載ノ必要無之候
契約ノ種類	長期 甲
運用方法	信託金ハ確實ナル銀行ニ預入ルル外貸付金ニ依リ之ヲ運用スルコト
運用利廻	最初ノ二計算期ハ標準利廻信託料差引年七分 以上トシ其後ハ當該期ノ純収益率
欄	東京信託株式會社御中
信	昭和△年十二月一日
通	戸田忠士 閣
欄	東京信託株式會社御中

御注意 ○ 信託期間内萬一金錢御入用ノ節ハ御融通ノ途モアリ又巴マテ得
ザル御事情アレバ解約ノ御需ニモ應ズベク候
○ 受益者ハ委託者ト同一ニテ差支無之、尙本申込書ト共ニ御信託
金御交付被下候ハ、更メテ契約書作成御送付ノ上更ニ御調印相
願可申候
○ 御資金ニハ左記方法御利用被下候
一 第一東京銀行各地支店へ御振込
大阪、神戸、京都、名古屋ニ於テハ同行支店「當社當
座」へ御振込被下、其他ノ内地各支店所在地ニ於テ
ハ同行本店「當社」口當座「宛御振込被下候ハ、振込
當日ヨリ収益ヲ附スル事トナリ御便宜ニ御座候
二 當社ヲ受取人トスル東京渡リ銀行横線小切手御交付
三 郵便振替貯金口座東京八〇八番へ御振込但時日ハ多少遅延
ヲ被レズ候

第五五號

指定金錢信託證書(長期)第一種

收益ヲ毎期元本ニ組込ムモノ

要旨

一 信託金五萬圓也

委託者 戸田 忠 士 殿
受益者 戸田 廣 子 殿

信託期間ノ始期 昭和△年十二月一日

元利(信託)支拂期 昭和△年十一月三十日

收益元本組入期 毎年五月及十一月末

運用利廻 最初ノ二計算期ハ標準利廻信託料差引年七分以
上トシ其後ハ當該期ノ純収益率ニ依ル

當會社ハ前記要旨及裏面ニ記載シタル信託契約ヲ締結シタ

ルニ依リ右契約ノ證トシテ本證書ヲ作成シ之ヲ委託者ニ交

付致候也

東京市麹町區有樂町一丁目一番地

受託者 東京信託株式會社

取締役社長

上 杉 四 郎 閣

三 錢
印 紙

昭和△年十二月一日

指定金銭信託契約條項

- 第一條 委託者ハ表記要旨ニ記載スル金額ヲ信託金トシテ受託者ニ交付シ其
信託金ハ確実ナル銀行ニ預入ルル外左記ニ指定シタル方法ノ範圍内
ニ於テ之ヲ運用スヘシ
- 第二條 委託者ハ表記要旨ニ記載スル金額ヲ信託金トシテ受託者ニ交付シ其
信託金ハ確実ナル銀行ニ預入ルル外左記ニ指定シタル方法ノ範圍内
ニ於テ之ヲ運用スヘシ
- 第三條 本信託財産タル金銭他ノ信託財産タル金銭ト合同シテ運用スルコ
トモタル金銭此ノ場合ニ於テ信託財産ハ本條金銭ノ合同運用
ニ依リテ之ヲ算ス
- 第四條 信託料ハ信託元金ノ對シテ年率五分厘ノ割合以テ受託者ノ手定
メニ依リテ算ス
- 第五條 本信託財産タル金銭他ノ信託財産タル金銭ト合同シテ運用スルコ
トモタル金銭此ノ場合ニ於テ信託財産ハ本條金銭ノ合同運用
ニ依リテ之ヲ算ス
- 第六條 本信託財産タル金銭他ノ信託財産タル金銭ト合同シテ運用スルコ
トモタル金銭此ノ場合ニ於テ信託財産ハ本條金銭ノ合同運用
ニ依リテ之ヲ算ス
- 第七條 委託者ハ表記要旨ニ記載スル金額ヲ信託金トシテ受託者ニ交付シ其
信託金ハ確実ナル銀行ニ預入ルル外左記ニ指定シタル方法ノ範圍内
ニ於テ之ヲ運用スヘシ
- 第八條 委託者ハ表記要旨ニ記載スル金額ヲ信託金トシテ受託者ニ交付シ其
信託金ハ確実ナル銀行ニ預入ルル外左記ニ指定シタル方法ノ範圍内
ニ於テ之ヲ運用スヘシ
- 第九條 委託者ハ表記要旨ニ記載スル金額ヲ信託金トシテ受託者ニ交付シ其
信託金ハ確実ナル銀行ニ預入ルル外左記ニ指定シタル方法ノ範圍内
ニ於テ之ヲ運用スヘシ
- 第十條 委託者ハ表記要旨ニ記載スル金額ヲ信託金トシテ受託者ニ交付シ其
信託金ハ確実ナル銀行ニ預入ルル外左記ニ指定シタル方法ノ範圍内
ニ於テ之ヲ運用スヘシ
- 第十一條 委託者ハ表記要旨ニ記載スル金額ヲ信託金トシテ受託者ニ交付シ其
信託金ハ確実ナル銀行ニ預入ルル外左記ニ指定シタル方法ノ範圍内
ニ於テ之ヲ運用スヘシ
- 第十二條 委託者ハ表記要旨ニ記載スル金額ヲ信託金トシテ受託者ニ交付シ其
信託金ハ確実ナル銀行ニ預入ルル外左記ニ指定シタル方法ノ範圍内
ニ於テ之ヲ運用スヘシ
- 第十三條 委託者ハ表記要旨ニ記載スル金額ヲ信託金トシテ受託者ニ交付シ其
信託金ハ確実ナル銀行ニ預入ルル外左記ニ指定シタル方法ノ範圍内
ニ於テ之ヲ運用スヘシ
- 第十四條 委託者ハ表記要旨ニ記載スル金額ヲ信託金トシテ受託者ニ交付シ其
信託金ハ確実ナル銀行ニ預入ルル外左記ニ指定シタル方法ノ範圍内
ニ於テ之ヲ運用スヘシ
- 第十五條 委託者ハ表記要旨ニ記載スル金額ヲ信託金トシテ受託者ニ交付シ其
信託金ハ確実ナル銀行ニ預入ルル外左記ニ指定シタル方法ノ範圍内
ニ於テ之ヲ運用スヘシ

は、先づ會社に信託申込書を差出し、其の承諾を乞はねばなり
ません。信託會社の承諾があれば改めて信託契約書を作つ
て委託者と信託會社とが署名します。信託會社は此の契約
によつて、更に信託證書を作つて委託者に交付しますから、委
託者は之等の書類を保存しておけばよろしい。信託契約の
期間が満了になれば、信託證書を示し、信託料を拂ひ、元本と收
益とを受取ればよろしい。収益は期間満了後受取ること
もあれば、期間中毎年受取ることもあります。すべて詳しい事
柄は契約の際取定めなければなりません。

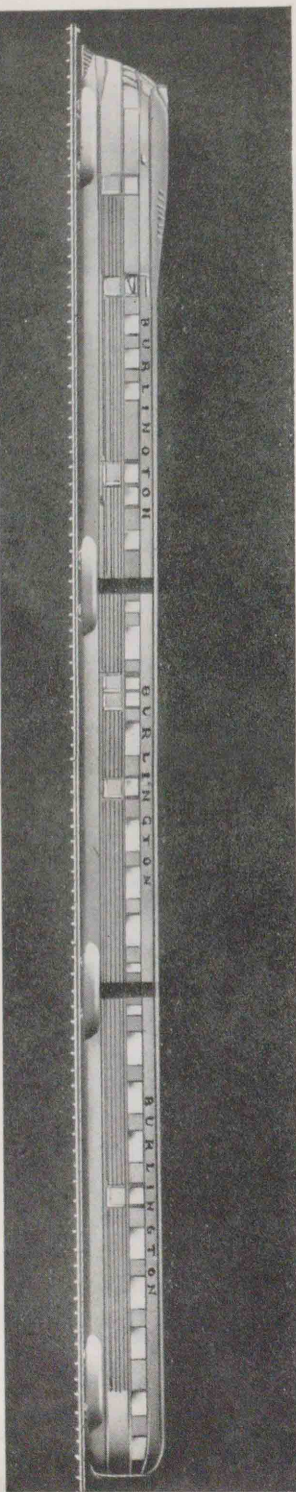
第三編 陸運業

第一章 鐵道

交通機關は大量の貨客を安全迅速に廉い料金で輸送することを使命としてゐますが、陸上に於いては今のところ鐵道が一番であります。鐵道とは鐵軌を敷き、各種の動力を使つて其の上に車輛を運轉し、以て人や貨物を運搬する設備を謂ひます。鐵軌を敷きますが、之が特徴でありまして、鐵道とい

年度	官私設	營業料	機關車	客車	貨車	乗客數	貨物量
大正元年	官 8,394 私 1,235	1,286 5,251	2,381 197	6,148 898	40,527 2,425	1,607 3,133	33,117
昭和元年	官 1,286 私 5,251	1,584 7,202	3,965 892	10,064 2,969	61,897 10,054	735,7 269,9	748
昭和八年	官 1,584 私 7,202	4,064 994	10,629 4,478	65,804 11,558	841,3 427,7	710 211,2	

①鐵道と軌道きだうと區別して言ふときには鐵道は道路外に鐵軌を敷いたものであり、(例へば東海道線・山陽線等)軌道は道路上に鐵軌を敷いたものであります。(例へば東京大阪廣島等の市内電車)



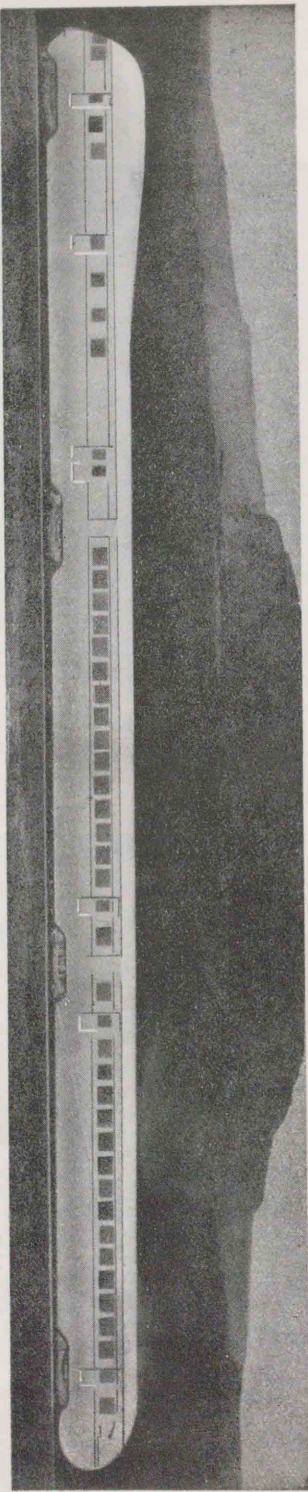
アメリカの高速度流線型列車

上は

モニオン パシフィック鐵道

下は

パーリントン鐵道



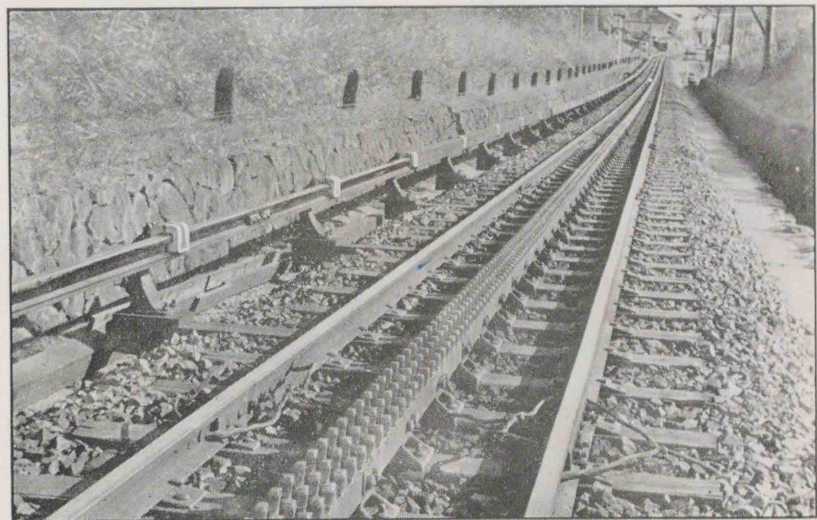
ふ名前も附いてゐるのであります。①動力としては蒸汽力が普通に用ひられ、汽車といふ名前も附いてゐる程であります。②近頃は電氣力が盛に用ひられる様になりました。③設備としては線路、停車場、車輛、其の他のものが用ひられます。鐵道は經濟上、技術上等色々の立場から分類することが出来ます。

鐵道を經濟上から分類しますと、幹線鐵道と枝線鐵道となり、通運輸の大脈絡を成すものであり、例へば東海道線、山陽線、北陸線等、枝線鐵道は幹線鐵道から木の枝の様に分れたもので、地方的交通の任に當り、且つ幹線鐵道に對し、貨客の聯絡供給を行ふものであります。例へば山陽線に對して言へば、藝備線、廣濱線、宇野線等。

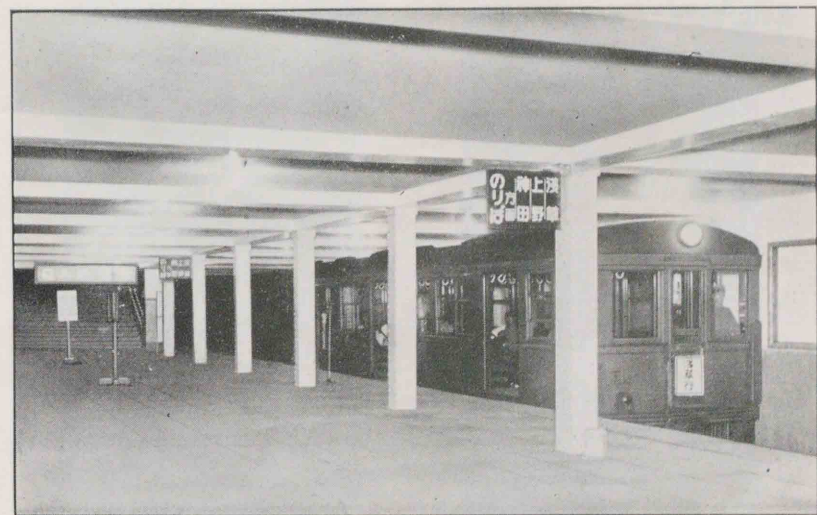
又鐵道を技術上から分類しますと、狹軌鐵道と廣軌鐵道と

① Rail, Railway.

② 昭和元年國有鐵道の電化は 275 軒で總延長の約 2% に當ります。



碓氷峠 アプト式軌道



東京地下鐵道

になります。之は、鐵道の標準の軌間が一・四三・五米でありますから之を標準としてそれより軌間が狭いか廣いかによつて分けたものであります。我が國の鐵道はその軌間が一・〇六七米ですから狹軌鐵道に屬します。歐米の鐵道は一・四三五米、一・五二四米、一・六七六米等あつて、概ね廣軌鐵道に屬します。廣軌鐵道は (1)大速度が出せること、(2)多量の運送が出来ること、(3)安全快速であること等の便利長所を有つて居ます。①

第二章 鐵道業及び鐵道業務

鐵道業といふのは、右に述べた様な鐵道の設備をして、旅客及び貨物の運送を行ひ、報酬として運賃を受ける商賣を謂ひます。時によると變則的に、(1)或は設備を貸すだけを鐵道業としたり、(2)或は設備は他から之を借りて鐵道業をした

①其の他尙、レールの種類からは、普通鐵道・商車鐵道・網索鐵道、位置からは高架鐵道・路面鐵道・地下鐵道等に分けることも出来ます。

り、(3)或は設備を共同にして鐵道業をしたり①することも行はれます。又附隨業として海運業旅館業鑛山業工業農業等が鐵道業と併營されることもあります。我が國有鐵道の營む主なる業務は、旅客の運送と貨物の運送であります。以下之を説明しませう。

一 旅客の運送 旅客は之を一等二等三等の三階級に分け、料金を異にして輸送致します。又特別の料金を徴しては、之に急行列車寢臺車の便も與へます。旅客の自用携帶品も手荷物として、一定重量迄は無賃とし、それ以上は相當の料金を徴して、之が運送を致します。

乃ち、私等が旅行するには、相當料金を拂つて、乗車券②を求め、急行列車寢臺車を利用するならば、別に急行券寢臺券を買へばよろしい。手荷物を託送するには、之を堅牢に荷造し、荷札を附け、係員に差出し、乗車券を示して③之を頼めばよろし

①特にヨーロッパ大陸の様にならば、各國が境を接してゐる場合、鐵道業者はかうしてお互ひに設備を共同にして商賣を致します。かうすると國境毎に乗換・積換等をする勞が省かれて大層便利です。
②乗車券には普通乗車券・往復乗車券・定期乗車券・團體乗車券・貸切乗車券等があります。乗車券には乗車區間・通用期限・等級・運賃額・發行日附等が記載されます。
③乗車券を示すのは自分が手荷物を託送する資格の有る乗客であるといふことを證明する爲です。

い。係員は之に對し到着驛で引渡す際の證として、手荷物引換合符を交付して呉れます。又鐵道は私等の爲に各驛で携帶品の一時預りをして呉れます。

尙小量の荷物を速く送る場合にも、旅客列車が利用されます。此の場合の荷物を小荷物といひます。普通に客車便で送るなどといはれる場合のものが之に當ります。

二 貨物の運送 貨物は貨物列車で運送されます。通常貨車便で送るなどといはれる場合の貨物が之に當ります。

貨物は更に普通品危険品特別等級品に三大別されます。米鹽醬油薪綿石材などといふ生活必需品原料品は特別等級品に屬し、火藥揮發油燐寸硫酸等爆發發火腐蝕の虞のある物は危険品に屬し、其の他の一般貨物はすべて普通品に屬します。そして、之等の物は更に、其の性質と次に述べる扱種別とに従つて、普通品及び危険品は一級から十級までに、特別等級

品は十一級から二十級までに等級をつけられます。

貨物の扱種別には次の四種があります。

(1) 小口扱 小量の貨物運送に用ひられるもので、吨數で運賃が計算され、積込積卸の費用も運賃の中に含まれるものであります。託送者は一定地域内に限つては、相當料金を拂つて、集貨及び配達を頼むことも出來ます。

(2) 宅扱 貨物を指定列車によつて速く送るものであります。運賃は小口扱同様吨數で計算されますが、積込積卸のみならず、集貨配達の費用まで其の中に含まれてありますので、託送者にとつては大變簡單で便利なものです。

(3) 貸切扱 託送者が貨車を何臺か借切つて貨物を送るものであります。運賃は従つて貨車の吨數で計算され、積込積卸其の他の費用は託送者が拂はねばなりません。然し、尙當の運賃が大變安くなつてゐますから、十吨以上も貨物のあ

①等級別の一例を下に示ませう。
イ、普通品 綿糸は小口扱のときは3級品、貸切扱のときは8級品。
ロ、危険品 硫酸は小口扱のときは1級品、貸切扱のときは9級品。
ハ、特別等級品 米は小口扱のときは13級品、貸切扱のときは20級品。宅扱のときは、すべて小口扱より一級低い等級となります。例へば綿糸は宅扱のときは4級品となります。宅扱のときは等級別がありません。

① Check for Luggage (チエツク フォア ラツゲジ)
② 一時預りの料金は普通一個につき一日十錢です。

る荷主は之による方が得です。
 (4) 噸扱 運送數量の單位を噸とし、其の運送最低量を二噸とする取扱ひです。小口扱よりも一級低い賃率が課せられますから二噸以上八・九噸位ゐの貨物は此の扱ひによる方が得です。

私等が鐵道に貨物を託送するには、必要な荷造をし、品名箇數記號宛名着驛等を明記した荷札を各個に附け、別に何等の書面を要せず、すべて口頭で申込みばよろしい。たゞ貸切扱並に引換證請求、代金引換其の他特殊の取扱を必要とするものは貨物運送狀によつて託送を申込みなければなりません。そして鐵道が運送を引受け貨物を受附けた時は、貨物通知書または貨物引換證のいづれかを發行して荷受人に交付します。貨物引換證の場合には荷受人はこれを荷受人に送付し、荷受人は着驛でそれと引換に荷物を受取りますが、貨物通知

書はこれを荷受人に送付する必要なく、荷受人は着驛で自己の印章によつて引渡を受けることが出来ます。

第三章 鐵道運賃

我が國國有鐵道の旅客運賃は遠距離遞減累加計算法といふ計算方法によつて徴收されます。即ち、左表の様な賃率で、遠距離に行く程比較的安くなる様定めてあります。此の表は三等旅客賃率です。から、二等旅客運賃は之等の二倍、一等旅客運賃は三倍、子供は各等半額となります。

三等旅客運賃表

賃金	八〇	一六〇	二四〇	三二〇	四〇〇	四八〇	五六〇	六四〇	七二〇	八〇〇
以下八〇	八〇	一六〇	二四〇	三二〇	四〇〇	四八〇	五六〇	六四〇	七二〇	八〇〇
八〇以上	一・五六	一・三一	一・〇六	〇・八七	〇・七五	〇・六九	〇・六三			

貨物運賃中、小荷物の分は左表によつて計算され

自	至	程	運賃	自	至	程	運賃
		下野	1,097.1	東京	宇都宮	105.9	159
		上野	223.0	東京	郡山	269.2	347
廣島	三原	72.0	113	同	福島	348.5	425
同	岡山	161.9	232	同	仙臺	531.7	578
同	姫路	250.5	327	同	森岡	736.4	726
同	神戸	305.3	385	同	青森	1,837.1	1421
同	大阪	338.4	416	下關	青森	400.0	469
同	京都	381.2	454	門司	鹿兒島		
同	名古屋	528.8	576				
同	東京	894.8	829				
同	徳山	88.5	137				
同	小郡	132.8	195				
同	下關	202.3	276				

備考
 (1) 東京-上野間は3.6 程
 (2) 3 程未満の乗車は3 程を徴す。
 (3) 1 程未満の端数は1 程を徴す。

昭和九年 各貨客 驛統計	旅 客		貨 物	
	(發)	(着)	(發)	(着)
廣島	2,759,923人	2,729,694人	145,323噸	132,353噸
鳥 島	2,274,226	2,273,905	20,399	86,738
福 山	879,625	816,503	56,689	64,374
尾 三	789,760	783,626	48,977	39,765
	435,877	426,733	16,472	23,203

以上二〇〇 増ス毎二	六〇〇	八〇〇	九〇	一〇五	二一
一、〇〇〇	七〇〇	一、〇〇〇	〇〇	一一五	二二
一、二〇〇	八〇〇	一、二〇〇	一〇	一二五	二三
一、四〇〇	一、〇〇〇	一、四〇〇	二五	一四五	二五
一、六〇〇	一、二〇〇	一、六〇〇	四〇	一六五	二九
一、八〇〇	一、四〇〇	一、八〇〇	五五	一八五	三三
以上二〇〇 増ス毎二	八〇〇	九〇	一〇五	一一五	二二
一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇〇	一二五	一二五	二三
一、二〇〇	一、二〇〇	一〇	一四五	一四五	二五
一、四〇〇	一、四〇〇	二五	一六五	一六五	二九
一、六〇〇	一、六〇〇	四〇	一八五	一八五	三三
一、八〇〇	一、八〇〇	五五	二〇	二〇	三七
以上二〇〇 増ス毎二	六〇〇	八〇〇	九〇	一〇五	二一
一、〇〇〇	七〇〇	一、〇〇〇	〇〇	一一五	二二
一、二〇〇	八〇〇	一、二〇〇	一〇	一二五	二三
一、四〇〇	一、〇〇〇	一、四〇〇	二五	一四五	二五
一、六〇〇	一、二〇〇	一、六〇〇	四〇	一六五	二九
一、八〇〇	一、四〇〇	一、八〇〇	五五	一八五	三三
以上二〇〇 増ス毎二	八〇〇	九〇	一〇五	一一五	二二
一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇〇	一二五	一二五	二三
一、二〇〇	一、二〇〇	一〇	一四五	一四五	二五
一、四〇〇	一、四〇〇	二五	一六五	一六五	二九
一、六〇〇	一、六〇〇	四〇	一八五	一八五	三三
一、八〇〇	一、八〇〇	五五	二〇	二〇	三七

貨物の宅扱には等級別が有りませんが、之を補ふ爲に、引越荷物硝子鑿植木自轉車箆提灯蒲團等についてはそれぞれ割増が定められてゐます。

第四章 自動車運送業

自動車とは、ガソリン内燃機、其の他の原動機を用ひ、道路上に運轉される車輛です。鐵軌上に運轉されないところが、鐵道と異るところです。道路の建設は、自動車の發達のために

必須であり、歐米諸國には、自動車専用道路の設備さへあります。

自動車は、其の運送するものにより、旅客自動車と貨物自動車とに分たれます。

自動車は、大量の貨客を遠距離に輸送する場合には、なほ鐵道に及びませんが、少量の貨客を近距離(百斤内外)に輸送する場合には、時間を問はず、場所を問はず、すべて相當幅員の道路のある場所へは、自由に運轉される長所があり、寧ろ鐵道に優つて居ります。

自動車運送業とは、自動車を以て、旅客及び貨物の運送を行ひ、報酬として運賃を受ける商賣を謂ひます。此の中、備車自動車業と乗合自動車業^①とは、旅客の運送を主目的とする

自動車一臺に對する人口の割合 (一九三四年)	五人
アメリカ合衆國	三人
フランス	三人
イギリス	三人
ドイツ	三人
日本	二人
約	二人

① 備車=ハイヤー又はタクシー
乗合=バス

ものであり、貨物自動車業は、貨物の運送を主目的とするものであります。業者により、兩方を併営する者もあります。

我が國では、旅客貨物の運送を、特に定期に、一定路線につき行ふものは、自動車運輸事業と謂はれ、其の設備經營については、鐵道大臣の免許を受け、且つその嚴重な監督を受けなければなりません。

自動車の運賃は、備車の場合には、當事者の自由取引又はメーター制により定められます。乗合の場合には、省營バス（鐵道省經營）の分は、



○寫眞は廣島—濱田港間省營バスであります。

鐵道省により定められ、私營バスの分は、政府の認許を得て經營者により定められます。貨物自動車の場合には、普通當事者の自由取引により定められますが、前に述べた自動車運輸事業の場合には、政府の認許を得て一定運賃が定められます。

第四編 海運業

第一章 海運の意義及び種類

海運といふのは、船舶を以て人や貨物の海上運送を行ふことを謂ひます。船舶は動力から見ますと、風力を使ふ帆船と

種類	昭和五年	六	七	八	九
汽船	五九、九三六	五九、三九二	五八、三三〇	五八、四二七	五三、七五三
モーター船	八、〇九六	九、四三三	一〇、〇八八	一〇、一〇〇	一〇、六〇九
帆船	一、五五四	一、四八八	一、四六八	一、三三三	一、三一九
計、世界總噸數	六九、〇八八	七〇、三三三	六九、七三四	六七、九三〇	六五、五七七

蒸気力を使ふ汽船と、石油爆發力電力を使ふモーター船との三種になります。今のところでは汽船が一番多く用ひられて居りますが、一番理想的なのはモーター船でありまして、之が漸次増して行く傾があります。①船舶には船長初め一定の資格のある海員が乗組んで其の仕事致します。海運を航海期によつて分けければ、定期航海と不定期航海とになります。定期航海は一定の期日を定め、一定の航路を航海するものであり、不定期航海は期日や航路を一定せず、旅客や貨物の有無により、其の場合々々にあちらこちらへ航海するものであります。定期航海は貨物や旅客の無い場合不景氣な時にも續けて行ふといふ不利益もありませんが、他方少量の貨物でもよ

各國所有船舶總噸數表
 (總噸數) ② (單位千噸)
 (本國及自治領)

英國	二〇、八四一
米國	一三、〇四五
日本	四、〇七三
日威	三、九八一
諾威	三、六九一
獨逸	三、二九八
佛國	二、九二八
伊太利	二、六一八
和蘭	一、一〇二
其他	六五、五七七
世界總計	(昭和九年六月末)

①モーター船(Motor-ship)は動力機械が場所をとらぬこと、燃料の積載が便利なこと、煤煙が無いこと等の長所を有つてゐます。
 ②船全體の容積を100立方呎1噸の割りで測定したもの。船の噸數には此の他純噸數(商賣に使へる正味の容積を100立方呎1噸の割りで示したもの)・載貨噸數(積むことの出来るだけの貨物の量を40立方呎1噸又は2240封度1噸の割りで示したもの)・排水噸數(船の重さを2240封度1噸の割りで示したもの)等があります。



日本郵船株式會社一號丸最新式のモーター船

から船舶全體を賃借した者が之を營むこともあります。又附隨業としては、船業、稅關、貨物取扱業、海上保險會社の代理業等が海運業と兼營されることもあります。

一 旅客の運送 旅客は通常之を一等二等三等の三階級に分け、料金を異にし、乗船券を發賣して、輸送致します。①旅客の手荷物も一定量までは無料で之を輸送致します。

二 貨物の運送 貨物は個々の運送契約又は備船契約によつて輸送致します。以下之を別々に説明します。

1 個々の運送契約による運送 之は一名共用船運送積合運送と謂はれるものでありまして、海運業者が各個々の荷主から貨物の運送を頼まれ、之等をも一つの船共用船などと謂はれます。共同に積合せ、以て其の運送を行ふのを謂ひます。私等が個々の運送契約によつて貨物を託送するには先づ海運業者の廣告、其の他によつて、船名、發航日時、仕向、港寄、航港

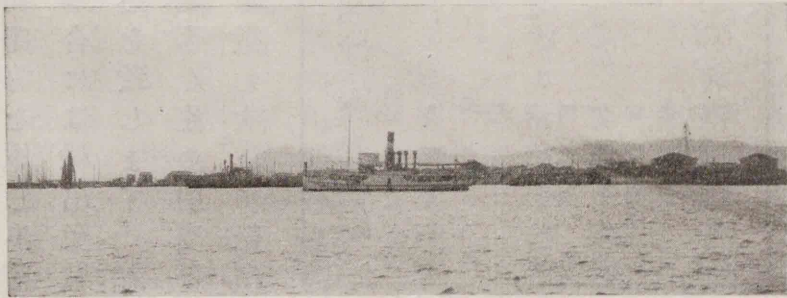
等を調べ、鐵道の場合と同じく貨物に荷造荷印等を施し、出荷申込書といふ運送の依頼書を作り、輸出の場合には輸出免狀を之に添へ、所定の期間内に海運業者に申込を致します。海運業者は船腹、其の他の事情を考へて、其の諾否を定め、引受けた上は運賃を計算し、運賃前拂のときは之を徴し、次いで船積指圖書といふものを作つて私等に交付して呉れます。私等は此の書類と共に貨物を本船に差向けます。本船では此の指圖書と對照して貨物を受取り、積荷受取書を作つて船積の證明をして呉れます。乃ち私等が之を海運業者の營業部へ持参すれば、海運業者は改めて、陸揚港で貨物を引渡

大西洋航路の十大優秀船(昭和十年六月調)

船名	國籍	總噸數	速力
ノルマンディ	佛	五、〇〇〇	三三
クイン・メーリ	英	七、〇〇〇	三〇
マジエス・テイック	英	五、六六二	二六
ベレンガリア	英	五、三三六	二四
アレ・メ	獨	五、六五六	二七
レック	伊	五、〇六三	二七
オイローバ	獨	四、七四六	二七
レヴァアサン	米	四、九四三	二六
コンテ・デイ・サヴォイア	伊	四、五〇三	二七
オリムピック	英	四、四三九	二七

①乗船券には、普通乗船券・往復乗船券・世界周遊乗船券・團體乗船券等があります。普通乗船券には旅客氏名・乗船地・上陸地・等級・船名・寢床番號・運賃・乗船券發行者發行情地發行情年月日等が表面に記され、裏面には乗船注意等が記されます。

す爲の證として、荷物受取證を作つて交付して呉れます。①私等は之を相手方に送つて貨物の引取をさせればよろしい。若し私等が引換用の書類を貰ひ、それによつて貨物の賣買をしたり、荷爲替の取組をしたりしようとする場合には、私等は荷物受取證の代りに船荷證券②の交付を乞はねばなりません。船荷證券の種類としては、普通船荷證券の他に、海陸連絡運送の場合の通し船荷證券、船會社が便宜上序に保険の取扱もして呉れる赤刷の赤船荷證券等があります。



① 荷物受取證は鐵道の場合の貨物通知書に當るものです。其の形式は大體船荷證券（上巻89頁）と同じです。
 ② 鐵道の場合の貨物引換證に當るものです。
 ○ 上圖は廣島港の一部であります。

備船契約書

今般備船者 高田十郎 (以下單ニ) 船主 木下三郎 (以下單ニ)
 トノ間ニ貨物運送ノ爲メ左ノ條項ヲ約定ス

第一條 船運賃及其他ノ項目ヲ約定スルコト左ノ如シ	船名	飛龍丸	總噸數	一、七四二噸	登簿噸數	一、一八〇噸		
貨物積入地	廣島港	貨物荷揚地	大阪港	品名及積荷高	ゴム靴	運賃割合	一疋ニ付壹圓八十錢	
運賃金支拂地及其期日	大阪	積入地	悉皆備船者持	陸揚地	解船賃備船者持、本船人足賃船主持	碇泊期間	Customary Quick Despatch.	
滞船料	一日ニ付金壹百五拾圓也	本船所在地及回船豫定期日	九月十五日迄二門司ヨリ回船	積込開始期	九月十六日ヨリ開始、同月二十日ヲ經過スルトキハ解約トス	第二條 船船所有者ハ發航ノ當時船船ガ物品旅客運送ノ適航船ニシテ前條規定航路ノ航海ニ堪フルコトヲ擔保ス	及解約期	九月十六日ヨリ開始、同月二十日ヲ經過スルトキハ解約トス

第三條 第一條ノ通り積荷高相定ムト雖甲ノ都合ニ依リ積荷高増加シ若クハ本船船腹或ハ船脚ノ都合ニ依リ貨物ヲ積殘シタルトキハ
 第四條 甲ハ第一條ニ定メタル運賃ノ割合ヲ以テ現積荷高ニ對シテ運賃ヲ乙ニ支拂フベシ
 第五條 乙ハ特ニ甲ノ承諾ヲ得ルニテアラザレバ他人ノ荷物又ハ旅客ヲ積入レザルベシ
 第六條 甲ノ都合ニ依リ第一條記載ノ積入高ヲ減少シ又ハ全ク之ヲ積入レザルトキト雖モ甲ハ乙ニ對シ約定運賃ノ全額ヲ支拂フベキ義務アルモノトス
 第七條 甲方碇泊期間ヲ超過シ船積ヲ碇泊セシメ滯船料支拂フ必要ヲ生シタルトキハ甲ハ第一條ニ定メタル滯船料ヲ支拂フベシ
 第八條 第一條ニ定メタル碇泊期間内ニ於テ暴風雨天災其他意外ノ事變或ハ艀舟及人夫ノ「ストライキ」等ノ爲メ實際荷役ヲナシ能ハザルトキハ之ヲ其碇泊期間ニ算入セザルベシ危險ノ恐アリテ一時本船ノ碇泊所外ニ避難シタル場合モ亦同シ
 第九條 第一條ニ定メタル積込開始日ニ先チ本船入港シタル時ハ甲ノ都合ニヨリ荷役ヲ開始セザル事アルベシ
 第十條 ウィンチ其他積卸ニ必要ナル本船備附器具ハ甲ヲシテ自由ニ使用セシムルハ本契約ヲ解除スルト否ハ甲ノ任意トス
 第十一條 運送品ヲ積積又ハ船卸スルニ必要ナル準備ガ整頓シタル時ハ船積ハ運送ナク備船者又ハ其代理人ニ通知ヲ發スベシ
 第十二條 船積ハ時宜ニヨリ水先人ヲ使用シ又使用セザルコトアルベシ又生命財產及船積ノ救援救助及ビ避難ノ爲メ航路外ニ出デ若クハ航海ノ順序ヲ變更スルコトアルベシ
 第十三條 船積ハ燃料石炭及船用品積取ノ爲メ航海ノ途次必要ナル港灣ニ寄港スルコトヲ得
 第十四條 船積ガ乙ノ所有ニアラザル時ト雖モ乙ハ本契約ニ關シ甲ニ對シ船積所有者ニ代リ一切ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フベキモノトス
 第十五條 共同海損ハ一千九百二十四年ヨークアントワープ規約ニ準據スベシ
 第十六條 本契約ノ積荷ニ對シテ別ニ船荷證書ヲ發行スルヲ以テ此契約書ニ定メタルモノ、外ハ總テ船長發行ノ船荷證書面ニ記載スル約項ニ據ルモノトス
 第十七條 此契約ニ違背シタルモノハ違約者ニ對シ其違約ノ爲メニ生スル損害額ヲ違約金トシテ支拂フベシ
 本契約ニ付爭議起リタルトキハ當事者間ノ選定シタル仲裁人ノ裁決ヲ最終トシ其裁決ニ服從スルノ義務アルモノトス

右双方合意ノ上結約候處確實ナリ因テ本書ニ一通ヲ作成シ各自記名調印ノ上各壹通ヲ分有スルモノナリ
 昭和 年 月 日 廣島ニ於テ作成

備船者 高田十郎
 船主 木下三郎

印紙 收入

をして其處へ適當に荷物を積込ましめ、運賃を得て之を運送することを謂ひます。丁度鐵道の場合の貸切扱に當るもので、荷主は船腹の全部又は一部を借切り、之に荷物を適當に積込み、一定の運賃を拂つて其の運送をして貰ふのです。①賃率が割合に安いので、大量の荷物は、かうして送る方が便利であります。

備船の類別には次の様なのがあります。

(一) 全部備船と一部備船 船腹の全部を備船するのが前者であり、一部を備船するのが後者であります。

(二) 定期備船と定航海備船 三箇月六箇月の一定期間備船するのが前者であり、横濱門司間一航海とか一往復航海とか備船するのが後者であります。

(三) 私等が備船契約によつて貨物を託送するには、船主に其の旨を申し出で、之と備船契約を締結し、備船契約書といふもの

①備船をする者は備船者と謂はれます。備船者は借りた船腹に自分の荷物を積込むこともあれば、運賃をとつて他人の荷物を積込むこともあります。
 ②定期備船は其の期間自由に船腹を使ふのですから全部備船でないとも都合が悪くあります。

備船契約による運送は鐵道の貸切扱運送に當る

を二通作製し、船主と私等(傭船者)との両方が記名調印し、一通づつを分有すればよろしい。①船積完了の上は私等は船荷證券の交付を船主に要求することが出来ます。

第三章 海運運賃

旅客の運賃は各船會社によつて一定して居りませんが、普通其の等級距離待遇等によつて定められます。鐵道とちがつて食事代も船賃の中へ含められるのが普通です。左に一例を示しませう。

横濱ヨリ	備考	船會社により運賃を異にし、尙各等を二乃至三階級に分つものもあります
	上	海新嘉波 コロンボ ボンベイ マルセ 敦ホノル、桑 港羅 府
一	空	二六磅
二	空	二四磅
三	空	二二磅
等	空	二〇磅
等	空	一八磅
等	空	一六磅
等	空	一四磅
等	空	一二磅
等	空	一〇磅

貨物の運賃は、個々の運送契約による場合は、其の容積重量

①船船仲立人を通じて契約するときには、傭船契約書の正本は仲立人の許に留め、船主と私等は副本を有ちます。

價額距離によつて定められ、輕量品は容積により、重量品は重量により、①高價品は價額によつて徴されるのが普通です。傭船契約による場合は、定期傭船に就いては、其の全期間總噸數一噸に付幾何、又は月宛重量載貨噸數一噸に付幾何などと定められ、定航海傭船に就いては、引渡貨物一噸に付幾何又は一航海一括して幾何などと定められます。

備	料	重量一噸一ヶ月(昭和十年)
月	噸	型
一	千	噸
二	千	噸
三	千	噸
四	千	噸
五	千	噸
六	千	噸
七	千	噸
八	千	噸
九	千	噸
十	千	噸
十一	千	噸
十二	千	噸

①貨物の重量噸が20ハンドレツドウエート1噸、容積噸が40立方フイート1噸ですから、20ハンドレツドウエートの重さの物で容積が40立方フイート以下のものは重量品、以上のものは容積品となります。

第五編 空運業

空運とは、航空機を以て人や貨物の空中運送を行ふことを謂ひます。航空機には、飛行機と飛行船とがありますが、現在では飛行機の方がより重要な役割をしてゐます。飛行機は、^①其の運送するものにより、旅客機と荷物機とに分たれますが、現在では旅客機の方がより廣く普及してゐます。

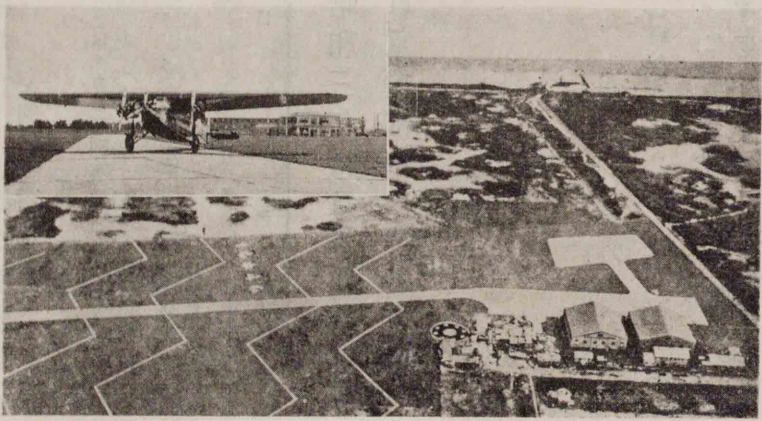
空運は、他の陸運海運と比較して、何物も遮^せざる物の無い空中を、高速力で運搬することの出来る長所を有つてゐますが、その代り、航空機の設備費を多大に要すること、積載能力が限定されてゐること等の短所を有つてゐます。従つて、運送されるものは、旅客郵便物が主となつて居り、多量の大貨物は尙之を陸運海運に委ねて居ります。

^①飛行機を大きく分けると軍用飛行機と商業飛行機（民間飛行機）になりますが、ここの説明は商業飛行機の説明です。

空運業といふのは、旅客及び貨物の空中運送を行ひ報酬として運賃を受け、商賣を謂ひます。但し、右に述べた様な理由で、今のところ主として行はれるのは旅客及び郵便物の空運業であります。

旅客及び郵便物の運賃は、實際に要する費用から計算するとすれば、非常に高くなりますが、國家からの補助金がありますので、比較的割安にされてゐます。例へば、我が國では大體、鐵道旅客一等特急運賃程度にされてゐます。

我が國を初め、歐米各國はすべて、



○寫眞は羽田國際飛行場であります。

空運が郵便物輸送に當ること、國防上に重要な役割をすること等に鑑み、直接又は間接に、之に補助金を與へてゐます。

歐米では、世界大戰後飛行機の發達は特に目覺しく、その空には、航空網が完備してゐます。我が國でも、昭和三年に、日本航空輸送株式會社が、國庫補助の下に設立され、重要都市の間に定期航空輸送を實施してゐます。

各國の商業用飛行機

國名	臺數	操縱士	飛行場
アメリカ合衆國	九、二〇〇	一四、七三九人	二、三三四
フランス	一、九〇〇	一、四五八人	一一三
ドイツ	一、六〇〇	二、五〇〇人	三三二
イギリス	一、三〇〇	三、四七九人	五九七
イタリア	四〇〇	七〇八人	三三二
日本	三三三	六九八人	三

第六編 保險業

第一章 保險の意義及び效用

私等は生活上事業上に就いて、色々の事故發生の爲、金錢の

必要に迫られることが少くありません。即ち、生活上に於いては、結婚、兵役、老衰、死亡、傷害、疾病等の事故發生の爲、金錢の必要を感じ、事業上に於いては、運送事故、火災事故等の發生の爲、又金錢の必要を感じます。私等はいふ金錢の必要を生ずる一切の事故を一纏めにして、**經濟的危險**と謂ひます。勿論、中には兵役、結婚、長壽等大いにお目出度いものもありますが、何れも金錢の必要を生じますので、かういふ名前を附けます。即ち私等は常に此の**經濟的危險**に曝されてゐるわけで、之に對しては何等かの方法を講じなければならぬのであります。

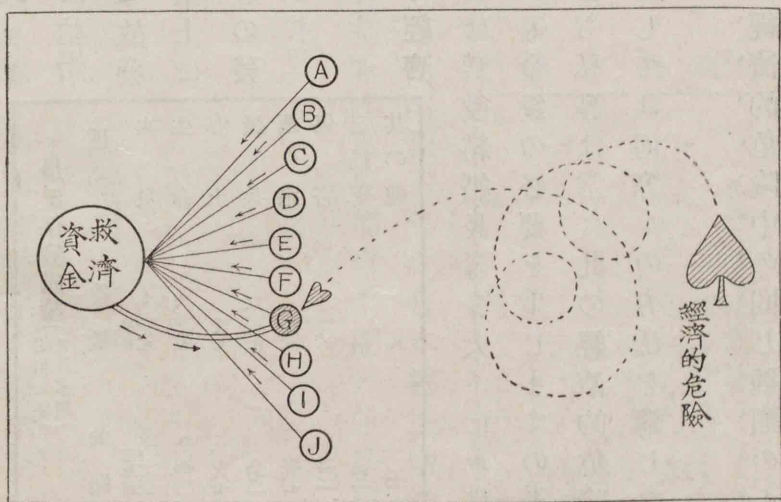
保險といふのは、即ち之等の**經濟的危險**中の、同じ種類のも

最近保險成績(昭和九年五月末調)

種別	件數	金額
火災	七、〇八九	三、一六三
海上	六、三五五	九、四〇〇
生命	七、七	二、七七七
運送	一、三三七	八五
傷害	八五	三五七
自動車	一八六	二〇〇
その他	六	七
其の他	九	三

の、に、曝、さ、れ、て、居、る、者、同、士、が、多、
數、下、圖、の、A、B、C、……、J、寄、り、集、
つ、て、少、し、宛、豫、め、金、を、出、し、合、つ、
て、置、い、て、誰、か、判、り、ま、せ、ん、が、其、
の、中、で、危、險、に、遭、遇、し、た、人、(G)、が、
あ、つ、た、な、ら、ば、其、の、人、(G)、に、此、の、
集、め、て、置、い、た、金、を、渡、す、と、こ、ろ、
の、一、種、の、相、互、救、濟、の、仕、組、で、あ、
り、ま、す。^①

經濟的危險の中には、火災や
盜難の様に或る程度迄豫防の
出來るものもありますが、死亡
の様にどうしても防ぐことの
出來ないものもあります。又



①外國の學者で「保險は共同の金庫の様なものだ」といふ人があります。

お互に金を出し合つておいて金の要る事件に備へるのが保險

兵役結婚長壽の様に喜んで迎へねばならぬものもあります。
之等に對しては、各自が平生心掛けて貯金をするのによろし
いが、危險は未だ貯金が溜らぬうちに來るかも知れませぬ。
借金をして其の場を凌ぐことも出來ますが、返濟の爲には後
々まで苦しまねばなりません。ところが、保險の仕組により
ますと、多數から金を集めますので、危險は何時來ても用意が
出來て居ります。又誰か其の金を貰つても之を返濟する必
要はありません。實に私等は此の保險の仕組によつて、安心
して各自の業に精を出し、幸福に人生を送ることが出來るの
であります。

第二章 保險の種類

保險の最も普通の分類は、之を其の保險する經濟的危險の
性質からするものであります。之によりますと私等は先づ

保險を、私等の身體に關係の有る經濟的危險を保險する人保險と、私等の財産に關係の有る經濟的危險を保險する物保險との二つに大別することが出來ます。

人保險の中には人の生死に關する生存保險、死亡保險、養老保險等の生命保險があり、又只身體の一部に關係する疾病保險、傷害保險等の身體保險があります。

我が國で普通に生命保險といふ場合には、此の中の前の方の人の生死に直接關係する生存保險、死亡保險、養老保險だけを指すのであります。

物保險の中には更に運送保險と其他の保險との二大別があります。

運送保險の中には、陸上運送の損害を償ふ陸上運送保險と、航海に關する損害



○圖は東京海上火災保險株式會社。

を償ふ海上保險と、航空に關する損害を償ふ航空保險との三別があります。然し、只運送保險と謂へば陸上運送保險のことを指します。

其の他の保險の中には火災に因る損害を償ふ火災保險、森林の災害を償ふ森林保險、盜難を償ふ盜難保險、自動車の破損を償ふ自動車保險、漁船の破損を償ふ漁船保險等種々のものがあります。①

尙特別なものとして、再保險といふのがありますが、之は甲の保險者の負ふ損害填補の責任を、更に乙の保險者に保險させるものです。船舶など、非常に高額に上るものの保險を保險者が引受けた場合、其の責任の全部又は一部を、更に他の保險者に保險させることは少くありません。

第三章 保險業及び保險業務

①東京海上火災保險株式會社の營業種目には、火災保險・傷害保險・盜難保險・ガラス保險・森林保險・運送保險・海上保險・漁船保險・自動車保險・航空保險・風水害保險・雇主責任保險・火災後休業保險の13種があります。

保險業といふのは、前に述べたところの保險の仕組に於いて、多數から金を集める者となり、誰か經濟的危險に遭遇した人があつたら、之に此の金を渡すことを商賣とすることを謂ひます。即ち、保險業者は多數から保險料といふ名前で金を集め、之を以て其の中の危險に遭つた人の損害を填補し、自分の營業費を拂ひ、残りを利得とするのであります。近頃統計の研究といふことが進歩しまして、一年に千人の中何人位死ぬであらうか、火事はどの位あらうか、又沈没などもどの位あらうかといふ事が、凡そ平均から割出せる様になりまして、だから、保險業者の毎年填補しなければならぬ數も判り、従つて保險料もどの位集めればよいか判つて來て、保險業も立派に商賣として成立つて行く様になりました。そして保險業者が保險料として各階級の人から集めた金は利殖の爲めに種々の方面に活用せられ、保險は金融機關としても重

要な働きをする様になりました。保險業を營むには、資本金十萬圓以上の株式會社又は資金十萬圓以上の相互會社で、商工大臣の免許を受けなければなりません。保險業者の營む保險の種類は前の章に述べました様に非常に澤山ありますが、以下節を分けて其の重要なものだけを研究しませう。

第一節 海上保險

海上保險といふのは、航海に關する事故に因つて生ずる一切の損害を償ふ保險であります。海上保險に於いて保險に付けられるものには船舶積荷運賃等があり、之等が暴風雨座礁衝突船員の悪行海賊戰爭官憲の處分等航海に關する一切の事故に因つて蒙る損害を填補するものであります。損害を填補する種類の主なるものには次の様なものがあ

①相互會社は保險契約者が相集つて保險會社を作り自らが同時に保險業者となるものであります。一定の期間に保險契約者が支拂つた保險料の總額の中から、其の期間の積立金・支拂保險金・營業費等を支拂ひ、剩餘金を生じた時は之を保險契約者に分配する仕組のものであります。
②之を海上保險に於ける保險の目的と謂ひます。
③従つて海上保險は船舶保險・積荷保險・運賃保險等に分けることも出來ます。運賃が保險の目的となるのは、事故がありますと海運業者が運賃を貰ふことが出來ない様になるからであります。
④約束によつては、戰爭・海賊等に因る損害を填補しないこともあります。

ます。

一 單獨海損擔保 之は全部破壊した場合の全損と、損害を皆んなで負擔する共同海損^①の分擔額と、損害を自分一人で負擔する單獨海損^②との三つの中何れでも、其の損害を填補する約束のものであります。

二 單獨海損不擔保 之は全損か又は、共同海損の分擔額だけを償ふものであります。單獨海損は名前の様に擔保しませんが、それでも損害の原因が沈没・坐礁・膠沙・火災・衝突の五つの場合には、單獨海損でも擔保します。

三 全損のみ擔保 之は名前の様に全損だけを擔保するものであります。保險會社の責任が軽いので、保險料も他のものに比べて低率です。

私等が積荷を海上保險に付けるには、先づ保險會社に申出で、保險金額、保險料、其の他の事項の打合せをし、一定の積荷擔保

①船が沈みさうになつたとき、誰かの荷物を海に捨てた爲船足が軽くなつて船や他の者の荷物やが助かつた様な場合には、犠牲になつた荷物の損害は之を共同海損として皆んなで分擔します。

②他の犠牲になるなどといふことが無くて損害を受けた場合は、單獨海損として自分一人でそれを負擔します。

皆の爲に犠牲になつた損害を皆が負擔するの(損害)が共同海損

委託書	
委託物件荷印數量	芝浦 1/20 綿布壹〇〇俵也
保險金額	貳〇・〇〇〇圓也
保險證券發行店番號	貴社本店 第八〇八號
積込船名	大井丸
遭難場所	遠州灘
遭難日附	昭和△年十一月十一日
遭難状況	本船坐礁破碎
他ニ保險契約ノ有無	無
委託物件ノ負擔ニ屬スル債務ノ有無	無
◎ 東京海上保險株式會社	
右物件貴社ニ委託致候間御承諾ノ上ハ保險金ノ全部御支拂被下度候尤モ一日委託致候上ハ如何ナル事情アルモ後日此ヲ取消ササルハ勿論又々該物件ノ所有權ハ擧テ貴社ニ委託可申候ニ付隨意御處分被下後日ニ至リ苦狀申聞敷候仍テ船荷證券相添へ委託書如件	
昭和△年十一月十五日	
廣島市三篠町三〇ノ四	
大川三郎 印	
東京海上保險株式會社御中	

險申込書①を差出します。保險會社は之によつて、積荷保險證券②を作成し、保險料引換に其の領收證と共に、之を私等に交付して呉れます。若し途中で、保險契約で約束した事故が発生しましたら、私等は直ちに之を保險會社に通知し、且つ極力損害防止に力めなければなりません。③損害確定の上は、保險會社に請求して其の調査を乞ひます。保險會社は之に對し、鑑定人の損害評價、精算人の精算に従ひ損害を填補します。若し又保險に付けたものが、全部は喪失しないが而かも損害が莫大であるとか、其の他の事情によつて、全部喪失したと同じ様になつた場合には、私等は其のものに關する一切の權利を保險會社に移してしまひ、之を委付と謂ひます。全損と同じに見て、保險金全部を請求することが出來ます。

第二節 火災保險

①上卷91頁を見て下さい。
 ②上卷93頁を見て下さい。
 ③損害防止の爲に必要又は有益であつた費用は、之と填補額と加へて保險金額より多くなつても保險會社から拂つて貰へます。

第八〇八〇號

參錢收 入印紙

火災保險證券

保險契約者 會社 戸田商店殿

一 保險價格 金壹萬貳千圓也

一 保險金額 金壹萬圓也

一 保險料 金壹百貳拾五圓也

一 保險期間 自昭和△年拾壹月拾日午後四時

一 保險目的ノ所在 廣島市大丁町三丁目三番地

一 保險目的 木造瓦葺貳階建店舗一棟

右保險ノ目的ノ所有者各名會社戸田商店殿昭和△年拾壹月

拾日當會社ト火災保險ノ契約ヲ結ビ前記ノ保險金額金壹萬

圓也ニ對シ昭和△年拾壹月拾日ヨリ昭和△年拾壹月拾日

ニ至ル期間ノ火災保險料トシテ金壹百貳拾五圓也ヲ當會社

ニ拂込ミタルヲ以テ當會社ハ此證券裏面ニ記載ノ約款ニ據

リ右保險ノ目的ノ火災ヲ保險スルモノ也

東京火災保險株式會社

專務取締役 森 山 茂 印

昭和△年拾壹月拾日當會社ニ於テ此證券

ヲ作成ス

險會社に之を申出で、社員の來訪實地検査を受け、保險價額①、保險金額②、保險期間、保險料、其の他の要件の打合せをし、火災保險申込書を差出し、保險料を支拂はねばなりません。社員は之に對し、保險料受領證を交付して歸り、後に火災保險證券を作成して會社から送付して呉れます。保險期間中に、保險の目的が火災に罹つたときは、其の旨を直ちに會社に報じ、③出來るだけの消防に力め、後で一定期間内に火災の情況調査、損害見積書を作成し、辨償金請求書と共に之を會社に提出します。會社は之等の書類及び實地の檢證によつて、其の損害を決定し、契約に基いて其の填補をして呉れます。

第三節 生命保險

普通に生命保險といへば、人の生死に關し、一定の金額を支拂ふ保險を謂ひます。其の種類として、生存保險、死亡保險、養

①保險の目的（保險に付けるもの）に對して私等の有つ利害關係（之を被保險利益と謂ひます）を金額で表はしたもの。
 ②保險價額以内に於いて、どれだけか保險に付けることに約束する金額。事故があれば此の金額までは償つて貰へます。
 ③外國の火災保險會社中には消防自動車等を用意して居る向もあります。

東京生命保險株式會社
 取締役社長 吉田正作 (印)

此證券は昭和八年十二月十七日 東京本店に於て之を作成ス
 ラレタルトキハ保險金額ヲ保險金受取人ニ支拂ヒ可申候
 續結致候ニ付保險期間満了ノ時又ハ期間満了前ニ被保險人死亡セ
 當會社ハ當會社ノ保險約款ニ據リ前記要件ノ養老生命保險契約ヲ

保險契約人 戸田忠士
 被保險人 戸田忠士
 保險金受取人 戸田忠士
 保險期日満了ノ時被保險人ノ妻 戸田忠士
 時被保險人ノ死亡ノ時被保險人ノ妻 戸田廣子

一 保險金壹萬圓也
 保險契約日 昭和八年十二月十五日
 保險期間 自昭和八年十二月十五日 至昭和八年十二月十五日
 契約満期年齢 五十歲
 保險料拂込期間 二十五年
 保險料拂込期日 每年六、十二月十五日
 保險料 每年年掛金百八十圓五十錢

參 錢 印
 (印)

生命保險證券

第八〇八號

老保險の三つあることは前に述べた通りであります。此の中、生存保險といふのは、保險に加入した者^①が一定の年齢迄生存することが出来たとき、保險金の貰へるものであります。例へば十八歳受取嫁資保險、十九歳受取學資保險、二十歳受取徵兵保險、五十歳受取敬老保險などといふのが之に當ります。死亡保險といふのは、死ねば何時でも保險金の拂渡されるものであります。ところが右の生存保險は、一定の年齢に達しない中に死ねば保險金が貰へないといふ短所があり、死亡保險は、死ななければ何時迄経つても保險金が拂渡されないと、いふ短所がありますので、現今では兩方の長所だけを探つた養老保險といふものが廣く行はれて居ります。此の養老保險といふのは、一定の年齢に達した時は勿論、途中で死んだ時でも、保險金が拂渡される仕組のものであります。この他に尙社會政策的に政府が全國の郵便局で取扱ひをして居る簡

①被保險者。

易生命保險郵便年金小兒保險といふのがあります。②此の他最近團體生命保險の方法が生れました。

私等が生命保險に加入するには、先づ保險會社に申出で、社員の來訪を待つて、色々必要な事柄を尋ね、生命保險申込書に所定事項を記入し、之を差出さねばなりません。社員は早速醫師を伴つて來て、私等の健康診斷を行ひ、既往現在の疾病、近親の死因等を聴取し、或は申込に應じ、或は拒絶し、或は保險料の増額を要求します。③會社が申込に應じた時は、私等は保險料を支拂ひ、生命保險證券の交付を受けます。④萬一事故が發生すれば、保險金を貰ふ筈になつてゐる人^⑤は、遲滞無く之を會社に通知し、死亡診斷書、戸籍謄本、保險金請求書等必要書類を提出し、保險金の支拂を要求します。會社は之等の書類及び實地の調査によつて敏速に其の支拂を致します。

①簡易生命保險の特徴は、イ保險金額の少額な事、ロ無診査なこと、ハ保險金額は保險料月掛十錢を本位として定ること、ニ保險期間の短期なこと、ホ社會政策的意味ももつこと等です。

②團體保險。

③保險料は其の後毎年或は毎半年に一定額の拂込みを致します。

④保險金受取人。

養老保險では一定年齢に達した時でも、途中で死んだ時でも保險金がもらへる

第七編 倉庫業及び税關

第一章 倉庫の意義及び種類

倉庫といふのは、其の所有者が一定の報酬を受けて他人の爲に大量の貨物の保管を行ひ、保管貨物に對しては倉庫證券を發行するところの一種の貯藏場を謂ひます。他人の爲に他人の貨物を保管するのが目的ですから、自分の貨物を保管するのが目的の、各商人個々の有つてゐる種々の貯藏所は、ここにいふ倉庫の中には入りません。

保管貨物は動産不動産何でもよいわけですが、普通は此の倉庫の中へ持ち込むことの出来る動産、動産の中でも貴金屬有價證券等は除き、主に大量に賣買される商品が其の大部分を占めます。^①

①主なるものは91頁の表によつて見て下さい。

倉庫は他人の貨物を預り、倉庫證券を發行する

倉庫のお蔭で商人は次の様な便利を得ます。^①

(一) 僅かの保管料で商品を寄託することが出来、わざわざ自分に納屋假置場家用倉庫等建てなくてもよろしい。

(二) 停車場埠頭附近に在り、交通機關とも聯絡をとつてゐますので、貨物の揚卸・出入・荷造等に便利です。

(三) 市況の思はしくない時は、商品を倉庫に寄託し、倉庫證券を得、之を銀行に質に入れて金を借り、一時を凌ぎ、其の商品の直の出るのを待つことが出来ます。

(四) 見本室や競賣室を備へてゐるので、賣買の仲介が頼め

全國營業倉庫在荷品
(昭和九年十月末)

品名	数量	金額
内地米	15,831千圓	172,429千圓
絲	136	95,510
棉	206	47,956
羊毛	284	42,449
雜品	114	37,090
食料	1,348	22,151
雜分	1,246	20,595
朝鮮米	2,046	18,279
洋織物	94	16,919
洋紙	212	15,984
洋製物	150	13,718
洋織物	23	12,218
洋繭	327	11,528
其他	32百萬圓	665百萬圓
共計		

①此の他國民經濟上にも、倉庫は物價の下落した時は貨物を預り金融の便を與へ、物價の騰貴した時には之を出庫して供給を潤澤にし、自然に物價調節の役目をも果します。

ます。又、商品を引渡すときには、之をわざわざ出庫しなくとも、倉庫證券を買手に手渡しさへすればよろしい。倉庫を法律上から分ければ大體普通倉庫・農業倉庫・保税倉庫の三つとなります。

一、普通倉庫は一般商法の規定に従つて建設經營されるものです。

二、農業倉庫は農業倉庫法の規定に従つて建設經營されるものです。

三、保税倉庫は保税倉庫法の



○圖は東京・三菱倉庫株式会社です。

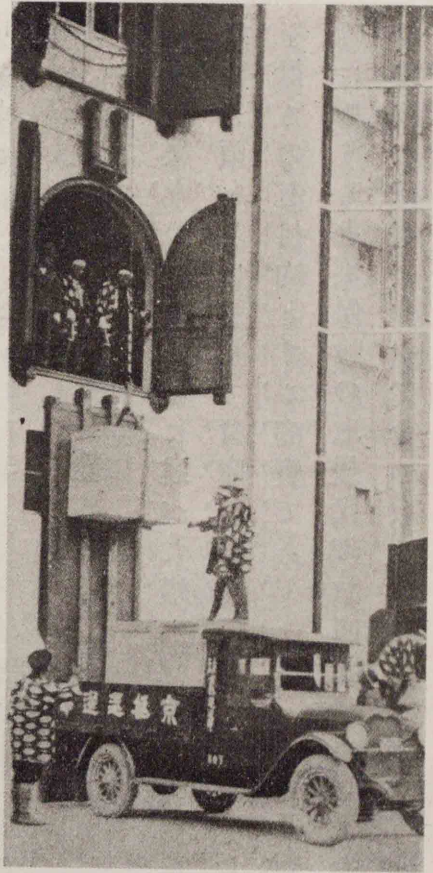
規定に従つて建設經營されるものです。

保税倉庫は輸入手數未済の貨物を主として預るものでありまして、外國から持つて來ても思はしい直段で賣れない時、之に頼めば三箇年を限り保管して貰ふことが出來、其の上藏置中は輸入税の支拂も猶豫して貰へて、輸入商人には非常に便利なものであります。官設と私設との二種があります。

第二章 倉庫業及び倉庫業務

倉庫業といふのは前に述べた様な倉庫の設備をし、他人の貨物を預り、之に對して倉庫證券を發行し報酬として保管料を得るのを目的とする商賣であります。又貸倉庫移受寄物に對する火災保険の取扱代理倉庫證券による金融の周旋受寄物の賣買の仲立代金の取立出保管陸揚通關手續の代

①即ち未だ輸入税の納めてない外國貨物。
 ②倉庫は尙、構造設備からは普通倉庫・冷蔵倉庫・乾燥倉庫・グレンエレベーター (Grain Elevator=穀物混合保管倉庫)・浮動倉庫等に、保管貨物からは穀物倉庫・棉花倉庫・煙草倉庫・家具倉庫・農具倉庫等に分類されます。
 ③例へば貨物を東京の倉庫から大阪の倉庫へ移し、寄託者の爲に運送の手續まで行ふこと。
 ④貨物の入つて居る商人の自家用倉庫に行き、其の保管の任に當り、倉庫證券を發行すること。依頼者は之によつて金融の道を得ます。



倉庫の荷役状況(東京三菱倉庫)毛織物出庫

理等種
種の業
務が之
と兼營
され
ることが
少くあ
りませ

ん。
私等が貨物を倉庫に寄託するには、先づ便宜な位置にある倉庫につき設備保管料等を調べ、之に對し一定の書式による寄託申込書①を差出さねばなりません。倉庫業者は之につき、貨物倉庫等の事情を考へ、差支へ無い限り之を受諾し、倉庫及び入庫日時を指定して入庫指圖書を私等に呉れます。私

①上巻77頁を見て下さい。

等は指定日時に此の指圖書と共に貨物を指定倉庫へ運びます。倉庫では現場係が指圖書と對照して貨物を受取り、此の旨を營業係に報告します。乃ち、營業係は預りの證として、或は倉庫證券禁流通保管證書等を作成し、或は保管通帳に記入し、之を私等に交付して呉れます。若し私等が此の預りの證によつて貨物の賣買をしたり、質入をしたりしたときは、私等は是非とも此の中の倉庫證券の交付を乞はねばなりません。①倉庫證券には倉荷證券②一枚きりのものと、預證券質入證券③二枚續きのものとの二種がありますが、現今我が國では殆ど倉荷證券ばかりが用ひられて居ります。貨物の寄託中は、私等は、何時でも倉庫に申出て、貨物の點檢をしたり、見本の摘出をしたり、其の他保管に必要な處分を施したりすることが出来ます。出庫希望の場合には、前に貰つておいたどれかの預りの證を、倉庫營業係に持參し、保管料を

①倉庫證券は鐵道の場合の貨物引換證、船の場合の船荷證券に相當するものです。

②上巻79頁を見て下さい。之は一枚で賣買にも質入にも使はれます。

③質入證券で質入をして銀行などから金を借りておき、他方預證券を使つて貨物の賣買をすることが出来て、運用が甚だ巧妙に出来てゐますが、手續が複雑なため、日本で餘り歡迎されません。

(二) 貨物輸出入の取締。

(三) 船舶入出港の監督。

(四) 保稅倉庫保稅工場等の監督。

保稅倉庫のことは前に述べました。①保稅工場②といふのは、外國貨物に加工したり、之を原料として製造したり、又は之の改装、仕分、其の他の手入をする工場であります。一箇年を限り、輸入税未納の外國貨物を此所に藏置することが出来ますから、加工貿易業者には極めて便利なものであります。尙ほ我が國に於いては貿易はすべて開港を通じて行はれ、法律にも開港でなくては外國貿易船は出入する事が出来ない様に規定されて居ります。③

それから、我が國では内地が横濱、神戸、大阪、長崎、門司、函館の六稅關區域に分たれ、朝鮮が仁川、釜山、新義州の三區域に分たれ、臺灣が基隆、高雄の二區域、關東州が大連の一區域となつて

①93頁を見て下さい。

②廣島縣には福山市に帝國染料製造株式會社廣島市に田中罐詰工場、尾道市、豊田郡等にも保稅工場があります。

③廣島港は不開港ですが、大正九年其の一部を保稅地域として指定されたから、ここに外國貨物の藏置が出来ます。尙稅關長の特許を経て、特に外國貿易船も出入することが出来ます。

居り、各區に各其の名前の稅關が配されて居ます。稅關の下には、稅關支署、稅關出張所、稅關支署出張所、稅關監視署等があり、之が區内の各所に配置されてゐます。又、一つの稅關には、稅關長以下多數の職員が其の事務を掌つて居ります。

第五章 貨物の輸出入手續

輸出入せられる貨物は、關稅のかかるか、かからないかによつて、有稅品と無稅品とに分けられます。

無稅品の中には、ホツブ、棉花、燐寸、軸木、チークの様な、國內に産しないとか、我が國の産業の爲必要なとかいふ狭い意味の無稅品と、皇室御料品、軍用品、博覽會出品物の様な特別の免稅品とがあります。

私等が貨物を輸入するには、先づ積荷目録①が船長から稅

○昭和十年中に於ける下記各港の貿易高は次の通りです。

輸出		輸入		輸出		輸入	
神戸	910,899,000圓	821,641,000圓	名古屋	129,478,000圓	95,529,000圓		
横濱	626,017,000	616,588,000	廣島	2,886,000	5,525,000		
大阪	620,143,000	546,750,000	尾道・糸崎	972,000	8,329,000		

①船舶に積込んだ積荷につき一々、船荷證券番號・仕出地・仕向地・記號番號・包装の數・包装の種類・品名・數量・荷受人等を明らかにした書類です。

關に提出されるのを待ち、税關指定の場所に貨物を陸揚し、それから輸入申告書といつて、貨物の仕入地積出地産出地又は製造地記號番號品名箇數數量價格、其の他積載船舶の名稱國籍等を記した書類を作り、之に外國の仕入地で作成され、貨物賣渡人の署名のある仕入書を添へ、税關總務課の申告書受附係に提出しなければなりません。① 税關は申告書と積荷目録とを對照し、一定の検査を行ひ、有税品ならば、申告價格について鑑査を行ひ、税額を算出し、納税告知書を作つて私等に交付し、私等が日本銀行出張所に納税して、其の領收書を差出すのを待つて、輸入免狀を下付して呉れます。乃ち、私等は此の免狀を、税關監視部に示し、貨物に對して検印又は検印證を受け、通關

我が國の貿易額
(内地・朝鮮・臺灣)(單位百萬圓)

年次	輸出	輸入	差引
大正 1	568.9	689.7	△ 120.7
5	1,199.7	808.6	391.1
昭和 1	2,118.8	2,563.4	△ 444.6
2	2,065.0	2,358.7	△ 293.7
3	2,038.0	2,372.8	△ 334.8
4	2,217.6	2,388.5	△ 170.9
5	1,518.6	1,680.1	△ 161.5
6	1,179.2	1,319.4	△ 140.1
7	1,457.2	1,524.5	△ 67.2
8	1,932.0	2,017.5	△ 85.4
9	2,258.0	2,400.4	△ 142.3
10	2,499.0	2,472.2	△ 26.8

① 税率協定や最惠國條款によつて輸入税を安くする約束の國から輸入するときは、その國で出來たといふ原産地證明書を添へることを忘れてはなりません。

申告書を出して、通關許可證を貰ひ、之によつて貨物を税關構外へ搬出すればよろしい。

次に貨物を輸出するには、矢張り、貨物の明細、積載船舶の名稱國籍等を記した輸出申告書を税關に提出し、貨物を税關指定の場所に搬入し、検査を受けなければなりません。税關は、輸出貨物からは別に税をとりませんから、簡單に一通り之を検査して輸出免狀を私等に下付して呉れます。乃ち、私等は此の免狀を税關監視部に示し、貨物に對して検印又は検印證を受け、其の船積を行ひ、船積終了の上は、免狀の裏に『認船積』といふ捺印を税關官吏から受ければよろしい。

第八編 取引所

第一章 取引所の意義及び效用

取引所は一定の資格の有る者だけが、一定の時に集り、一定の物件を一定の方法で賣買するところの特設の市場であります。①

一定の資格の有る者には、會員と取引員との二種があります。會員といふのは自分達で會員組織の取引所を拵へ、其處で賣買を行ふ者であり、② 取引員といふのは株式會社の組織で立てられた取引所の許諾を受けて、其處へ專屬して取引を行ふ者であります。

株式會社組織取引所Ⅱ數 二六 取引員數 八八 資本金 一四、〇〇〇、〇〇〇圓
會員組織取引所Ⅱ數 六 會員數 一八 醜金高 五、〇〇〇圓
(昭和十年十二月末調)

何れも一定の資格を具へ、商工大臣の免許を受け、取引所へは一萬圓以上の身元保證金を納めねばなりません。一定の時といふのは、取引所により毎日午前と午後とに一定の立會時間が定められて居るのをいひ、一定の物件とは取引所によ

つて、有價證券とか、米、綿

絲、砂糖、或は人造絹絲等取引する商品が限定されて居るのをいひます。

一定の取引方法に就きましては、次の章で詳しく説明します。

取引所を其の取引物件から分ければ次の様になります。

一、證券取引所 主として公債證書、株券、社債券の取引される取引所であります。我が國では普通に株式取引所と謂はれてゐます。東京株式取引所(日本橋區兜町)大阪株式取引所(東區北濱)廣島株式取引所(銀山町)等は此の例であります。③
二、物産取引所 米穀、生絲、棉花、綿絲布、砂糖、大豆粕、人造絹絲等の取引される取引所であります。我が國では普通に、商品

○取引所の立會時間

○廣島株式取引所立會	
前場	後場
自午前八時五十分	自午後一時
至午前十一時①	至午後三時①
○横濱取引所生絲立會	
前場	後場
第一節 午前九時三十分	第一節 午後一時四十分
第二節 午前十一時三十分	第二節 午後三時三十分

①何れの取引所でも立會の開始時刻は規定されてゐるが、終了即ち大引時間には別に定めがない。従て其の日の相場の動靜に依り遅速がある。
②歐洲大陸や滿洲の證券取引所中には貨幣や手形を取扱ふものもあります。

③商工大臣の免許を得て設立するものであつて、實際に賣買取引の繁盛なる所以外濫りに設立を許さない。
④會員組織取引所 小樽、東京砂糖、福井人絹、名古屋綿絲布、大阪砂糖、神戸穀肥。

取引所と謂はれてゐます。東京米穀商品取引所(米、綿絲、人造絹絲を取引する)^①や大阪三品取引所(棉花、綿絲、人造絹絲を取引する)の様に多種の商品を取扱ふものと、堂島米穀取引所や名古屋米穀取引所(米)、福井人絹取引所(人造絹絲)の様に單種の商品を取扱ふものがあります。^②

取引所の效用としましては、次の様なものを擧げることが出来ます。

(一) 色々市場の在る中で、最も完全な制度、監督設備を有ち、取引が自由、迅速、安全、確實、公正に行はれ、需要と供給とを最も圓滑に投合させること。

(二) 取引物件の集散を容易にし、有價證券市場に在りては資本の放下とか新しい企業の設立とかに役立つこと。

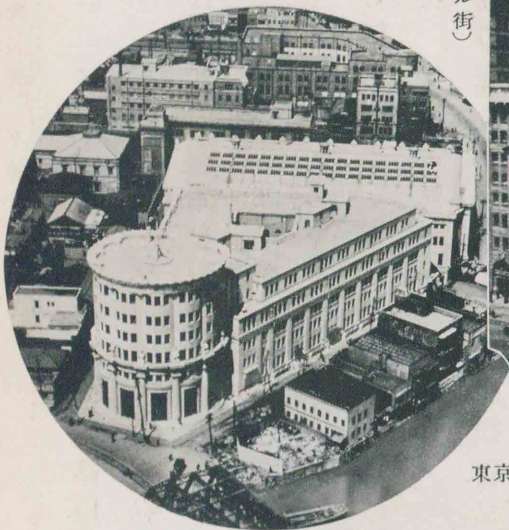
(三) 公明公開な競争取引による相場即ち公定相場を示し世の中に相場の標準を與へること。

① 蠣殻町、杉の森、深川の三箇所に分れてゐます。

② 横濱取引所は有價證券、米穀、蠶絲を取扱ひますから、證券取引所と物産取引所と一緒になつたものであり、此種のもの外にも三、四あります。



紐育株式取引所(ウォール街)



東京株式取引所(兜町)



東京株式取引所内部 — 立會中の實況



廣島株式取引所の立會實況

(四) 賣買参加者の中には現在の商狀に捉れず、將來を豫想して騰ると思へば買ひ進み、下ると思へば賣り進む者があるから、世の中の相場急激なる變動が少くなること。^①

(五) 生産業者又は有價證券所有者は此處を利用して掛繫取引といふことを行ひ、自己の商賣又は資産を安全にするこ
とが出来ぬ。

(六) 大量の取引が容易に行はれること。

第二章 取引所に於ける取引

第一節 取引の種類

我が國の取引所に於ける賣買取引には一、清算市場に於ける賣買取引と、二、賣物市場に於ける賣買取引との二大別があります。そして前者の中有價證券に付ては更に(一)長期清算

①勿論現在の商狀に捉はれず、將來を豫想して賣買する筋にも先の相場を見誤ることがあつて實狀と懸隔甚しい相場が生れるとか、流言蜚語が行はれるとか、買占めや賣崩しが行はれるとか、人が射利心をそゝられるとかいふ弊害もありますが、效用は弊害を償つて餘りあります。

②例へば、紡績會社は棉花を購入すると同時に之を棉花取引所に賣り繫ぎます。かうして置きますと、先になつて棉花が下落し、従つて彼の製品綿絲が下落し高い原料で作つたものを安く賣り、損をして工賃も得られぬ様なことになつても、前に高く賣り繫いで置いたのを安く買ひ戻して、取引所で得をしますから、一般綿絲市場で綿絲が下落して損した分を大體取返

取引と、(二)短期清算取引とがあり、商品に付ては(一)格付清算取引と、(二)銘柄別清算取引とがあります。

一、清算市場に於ける買買取引

之は取引の履行に關して、取引所所定の期限があり、その日に於て受渡をするのでありますが、此の期限の來ない中に、一旦買った物も轉賣し、一旦賣つた物も買戻しさへすれば期限になつても實物の受渡はしなくともよく、只賣直と買直との差金を清算し、之を授受しさへすればよいといふ仕組になつてゐる取引であります。

(一) 長期清算取引 其の取引契約の締結から履行期限までの間の長期に渉るものを謂ひます。(株式は三ヶ月三限、公社債は二ヶ月三限)
(二) 短期清算取引 其の取引契約の締結から七日以内の期限を以て履行期とするものを謂ひ、賣買物件は株式に限られてゐます。歐米の翌日取引と略似て居り、廣島株式取引所

へすことが出来ます。そして大體工賃だけは確實に手に入ることになります。取引所が保險作用を有つと謂はれるのは、かういふ風に取引所が利用されることを謂ひます。

①期限は取引所令によつて、有價證券・米・雜穀(豆類を除く)・鯀肥料にあつては3箇月、蠶絲・人造絹絲・豆類・馬鈴薯・澱粉・砂糖・肥料にあつては6箇月、棉花・綿絲・綿布にあつては12箇月と最長限が法定されてゐます。

などでは、業務規程に依り、今日の賣買は明日履行する様になつて居りますが、賣方と買方との合意によつては繰延料^①を授受して、賣買成立の日から一ヶ月以内之が繰延も出来る様になつてゐます。

(三) 格付清算取引 履行期間は商品の種類に依つて異なりますが、一定の標準品を定めて賣買を行ひ、格付の方法に依る代用品をも受渡に供用することを得るものを謂ひます。^②

(四) 銘柄別清算取引 履行期限はやはり商品の種類に依つて異なります。この取引は現物又は見本に依らず、單に物件の特定の名稱即ち銘柄又は等級別を表示するのみにて行ふ賣買を謂ひ、相對賣買の方法に依ること、受渡期日前の差金決済を許されぬことも格付清算取引の場合と相違して居ります。

二、實物市場に於ける買買取引

①繰延料は俗に日歩ともいひ、當日の株の値段及市中金利の状況を斟酌して商議員會に於て決定します。受渡希望數量の關係に依り順日歩又は逆日歩がつきます。

②標準は中等のものを以て定められてゐます。例へば東京米穀商品取引所では埼玉三等米を、大阪堂島米穀取引所では攝津三等米を以て之に充て、ゐるが如きであります。

之は、期限の長短を問はず、差金の授受によつて其の決済をすることが認められず、必ず、實物の受渡をしなくてはならぬ仕組になつてゐる取引であります。

日限については法令に別に規定はありませんが、七日とか十日とか取引所所定の期限内に受渡することになつて居り、賣買物件には證券取引所では株式及内外國公社債、商品取引所では東京米穀商品取引所其他の米、名古屋綿絲布取引所の綿絲、神戸穀肥取引所の大豆粕等があります。廣島株式取引所では受渡は賣買の當日から起算して十日以内に、賣方勝手渡といつて、賣方の都合のよい日に受渡する様に定めてゐます。

第二節 立會及賣買取引の單位呼直

一、立會 會員又は取引員が取引所で行ふところの賣買を

謂ひます。午前と午後之二回に行はれ、午前のものは前場又は本場といはれ、午後のもは後場といはれます。米穀其他の物産の場合には、此の各場が更に數節に分たれます。例へば蠣殻町(東京米穀商品取引所)では、前場は八節に、後場は七節に分たれてゐます。

立會の順序を廣島株式取引所について、簡単に説明しましょう。先づ午前八時五十分定刻と共に短期清算取引の立會が始まります。銘柄數其他の關係から三部に分たれてゐま

すが、立會場正面の高場第一部には「大阪株式取引所新株式」第二部には

廣島長期(單位十錢)		東京期米(單位錢)	
當限	先限	前場	後場
大前寄 七六	七〇	當限 三〇五	當限 三〇九
廻 七三	七二	① 三〇五	中限 三〇三
引 七三	七三	② 三〇六	先限 三〇六
新後寄 七六	七七	③ 三〇七	當限 三〇九
廻 七六	七六	④ 三〇七	中限 三〇八
引 七六	七六	⑤ 三〇七	先限 三〇八
廻 七六	七六	⑥ 三〇七	當限 三〇九
引 七六	七六	⑦ 三〇七	中限 三〇八
廻 七六	七六	⑧ 三〇七	先限 三〇八
引 七六	七六	⑨ 三〇七	當限 三〇九
廻 七六	七六	⑩ 三〇七	中限 三〇八
引 七六	七六	⑪ 三〇七	先限 三〇八

取引の種類によつて取引員を分ければ次の様になります。
(1) 一般取引員 長期清算取引に主として従事し、又短期清算取引・實物取引・國債取引にも従事する者。廣島株式取引員は全部之です。
(2) 短期取引員 短期清算取引に主として従事し、又實物取引・國債取引にも従事する者。
(3) 實物取引員 實物取引に従事する者。
(4) 國債取引員 國債取引に従事する者。
廣島株式取引所では長期清算取引の銘柄が公債3種、株式36種、短期清算取引の銘柄が株式34種あります。
圖中數字の缺けて居るのは之れに當る相場が出来なかつたことを示します。

「日本郵船株式」第三部には「帝國人造絹絲株式」と書いた札が掲げられ一齊に其の相場が建ちます。其の結果例へば「大新」七十二圓、「郵船」六十七圓十錢、「帝人」百二十一圓五十錢と直が附きます。續いて各部とも順次他の銘柄の相場を建て、行つて、第一部では「東新」第二部では「商船」第三部では「藝鐵」まで行きます。此の最初の相場が短期前場寄付相場と謂はれます。

短期の寄付の立會が濟むと九時十分から長期清算取引立會場の正面高場に「大阪株式取引所新株式」と書いた札が掲げられ其の當限の相場が建ちます。例へば七十二圓十錢となります。次に中限の相場が建ちます。例へば七十二圓六十錢となります。次に先限の相場が建ちます。例へば七十三圓となります。次に大株東新東株等多數の株式に付各々當限中限先限と順次に立會せられて全部の銘柄を終ります。此の相場が長期前場の寄付相場と謂はれます。

短期清算取引も長期清算取引も寄付の立會が濟むと前場大引相場が建つまで接續賣買が行はれます。①其の間午前十時に中廻相場が建ちます。②

前場大引相場(午前十一時前後)の立會方法も寄付の立會と略同じであります。長期清算取引の方を短期清算取引の前に濟ますことと銘柄の順序が一部分變るのみであります。

之で前場を終ります。後場では又之と同じ事を今一度繰返します。そして長期短期の各銘柄について後場寄付相場(午後一時)後場中廻相場(午後二時)後場大引相場(午後三時前後)等が出來ます。

實物取引は市場の立會して居る間

全國取引所有價證券賣買高表

年 別	賣 買 高	左ノ内、廣島株式取引所賣買高
大正15年	176,263,730株	3,067,100株
昭和 2	136,659,440	2,188,950
3	112,490,220	2,435,890
4	116,810,450	3,996,580
5	138,564,340	7,340,640
6	174,087,745	12,038,895
7	220,222,594	12,110,403
8	283,368,461	15,196,380
9	272,733,113	15,483,258
10	263,402,032	13,850,012

①接續賣買といふのは寄付と大引との間で刻々に行はれる賣買でありまして、普通「歩み賣買」と謂はれます。
 ②中廻相場といふのは接續賣買の中間に於いて、寄付や大引と同様の方法で建てられる相場です。

は何時でも賣買することが出来ます。

二、賣買取引の單位 賣買することの出来る最少數量のことであつて、法令又は業務規程に依つて定められてゐます。即ち清算取引に於ける米に付ては百石、株式に付ては十株といふが如きで、取引の數量は其の整倍數でなければなりません。

實物取引は米なれば一石以上、株式なれば一株以上自由に取引することが出来ます。

三、呼値 賣買物件の一定の分量に對して建つ相場をいふのであつて、市場の値段の表示は總て之に依るのであります。即ち米ならば一石の値段をいひ、株式ならば一株の値段をいふが如きであります。

第九編 補論

第一章 商業の組織

商業をどういふ組織で行ふか、(一)個人で行ふか、(二)組合で行ふか、(三)會社で行ふか、(四)個人とか會社とかいふ企業者の同盟によつて行ふか、といふことは、甚だ大切な事柄であります。以下節を分けて此の研究を致しませう。

第一節 個人商人

個人商人とは、一個の自然人で、商業を經營するものを謂ひます。勿論、一個の自然人と言つても、それは主人のことであり、りますから、個人商人の場合でも、商業使用人は多かれ少なかれ使はれるのが普通であります。

①法律上人を分けてしぜんじん 自然人とはふじん 法人とにします。自然人は、目鼻手足を有ち泣いたり笑つたりするところの普通自然の人間であり、(例、太郎・次郎)、法人は目鼻手足を具へた實際の人間ではないが、特に法律の規定によつて、自然人と同じ様に、権利や義務を有つことの出来るものとせられたものがあります。(例、會社・産業組合)。

個人商人の長所は、(一)業務に忠實であること、(二)獨裁で事をするから事が迅速に捗ること、(三)營業の秘密が守られること、(四)使用人との間に美しい情義が生れること等にあり、短所は、(一)資力信用技能等に限りのあること、(二)獨裁で事をするから過失のあること、(三)主人の一身上の事情の爲事業が災ひされること、(四)危険な事業には有利なことが判つて居ても手が出せぬこと等にあり、
従つて、個人商人には、比較的小資本小規模で出來、而かも果斷迅速を生命とする仲立業小賣業等が適します。

第二節 組合

組合^①として商賣をするものには、民法組合^②匿名組合^③産業組合^④の三つがあります。以下之を説明しませう。

一 民法組合^②之は二人以上の者がお互ひに出資をして

共同の事業を營むことを目的とする約束です。商人が他所に支店出張所等を有たぬとき、其の地の者と此の約束をしたり、資金の缺乏に苦しむとき、お互ひに之を出し合つて此の契約を結んだりすると、大變便利であります。

二 匿名組合^③之は一方の者(匿名組合員)が他方の者(營業者)の爲に出資をし、其の營業から上る利益をお互ひに分配することをお約束する契約です。金があつて何か商賣をしたいが名前を出すのは困るといふ人と、商才があつて大いに腕を振つて商賣をしたいが、資金がなくて困るといふ人とが此の匿名組合の約束を結びますと甚だ便利です。

三 商業組合^④之は商業の改良發達を圖る爲共同の施設を爲す目的を以て設立され事業としては組合員の取扱商品の仕入保管運搬等營業に關する共同施設統計指導研究調査を行ふことになつてゐます。

①舊商法では當座組合(一緒の計算で一時の商取引又は作業をするもの)・
共分組合(二人以上各自別々に一時の商取引又は作業をして、其の損益を共分するもの)を認めましたが、今でもかういふのが希望なれば此の民法組合の形でいくらでも約束してよろしい。
②商法 297 條——匿名組合契約ハ當事者ノ一方カ相手方ノ營業ノ爲メニ出資ヲ爲シ其營業ヨリ生スル利益ヲ分配スヘキコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス。

③組合の長短は大體個人商人と會社との中間にあります。従つて上手に運用すれば兩方の長所を一手に收めることが出來ますが、下手にすれば兩方の短所ばかりを有つことにもなります。
④民法 667 條の規定によるものですから、商法 297 條による匿名組合と區別するために、便宜上から呼ばれます。
民法 667 條——組合契約ハ各當事者が出資ヲ爲シテ共同ノ事業ヲ營ムコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス 出資ハ勞務ヲ以テ其目的ト爲スコトヲ得。

四 工業組合 之は重要工産品の製造に關する工業者が其の工業の改良發達を圖る爲共同の施設を爲す目的を以て設立され、事業としては組合員の製品、原料、材料、設備、加工、販賣等事業經營に關する取締制限共同設備指導、研究調査を行ふことになつてゐます。

五 産業組合 之は資金の少い人々が相集り、お互ひに扶け合ひ、其の産業や經濟の發達を圖ることを目的として組織する法人であります。中に左の様な種類があります。

- (一) 信用組合 組合員の爲に貸付や貯金を取扱ふもの。
 - (二) 販賣組合 組合員の製品を販賣するもの。
 - (三) 購買組合 産業や生活に必要な物を買ふもの。①
 - (四) 利用組合 必要な設備を施し、共同利用を圖るもの。②
- 又、之等の組合はそれぞれ聯合して、産業組合聯合會を作り、中央には産業組合中央會をもつてゐます。かの産業組合中

①消費組合と謂はれるのは此の一種です。
②之等四つのもは往々二つ以上組合せられて、信用購買組合とか、利用販賣組合とかせられることもあります。

中央金庫といふのは之等の爲に銀行の役目をし、當座預金貸付割引爲替等の事務を取扱ふものであります。

第三節 會社

會社といふのは、或る事業を行ふ爲に、澤山の人々によつて作られてゐる一個の法人であります。其の長所並びに短所は、個人商人のそれと略反對であります。従つて大資本を要し、事業の完成収益等に長年月を要し、利益はあるが危険のある様な事業例へば運送業、倉庫業、銀行業、信託業、保險業等に之が適します。會社には左の様な種類があります。

- 一 合名會社 之は連帶無限責任を負擔する社員を以て組織せられる會社です。①
- 二 通例、總社員が會社を代表し、業務の執行に當りますが、特に代表社員又は業務執行社員を定めて之に會社の仕事をやらせることもありませぬ。

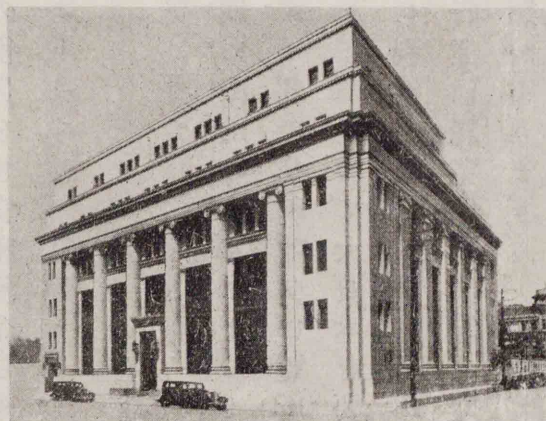
①無限責任といふのは會社の財産で債務が濟ませぬときは、各自が出資額以外に自分の財産の有らん限り無限に責任を負ふことを謂ひます。連帶といふのは債務を社員の頭割りなどにせず、誰でもそれが濟むまでは其の債務額まで責任のあることを言ひます。

二 合資會社 之は無限責任を負擔する社員と、有限責任を負擔する社員とから組織せられる會社です。①會社の代表業務の執行等には無限責任社員が當ります。

三 株式會社 之は有限責任を負擔する株主を以て組織せられる會社です。會社の資本は均一平等な株式といふものに分たれ、人々は此の株式に相當する出資をし、株式を得、株主となるのです。

會社の事務は、株主總會、取締役、監査役の三つの機關によつて執行されます。株主總會は會社の仕事を定め、取締役は之を行ひ、監査役は之を監督します。

四 株式合資會社 之は有限責任を負擔する株主と、無限責任を負擔する社員とから組織せられる會社です。株主は株主總會を開き、會社の重要事項を議し、監査役を選任する権利を有ち、無限責任社員は會社を代表し、業務を執行する権利を有ちます。



○寫眞は産業組合中央金庫です。
①有限責任といふのは會社の債務につき、自分の出資額を限つて責任を負ふことを謂ひます。

我が國の會社種別(昭和九年)

合名會社	14,357
合資會社	41,822
株式會社	21,977
株式合資會社	38
計	78,194

廣島縣の會社種別(昭和九年)

合名會社	272
合資會社	875
株式會社	472
株式合資會社	0
計	1,619

第四節 企業者同盟

企業者同盟とは、企業者が其の取扱ふ貨物について市場の獨り占めをし、直段、其の他の條件を有利に導く爲に、仲間同士同盟するものを謂ひます。

左に主なるものを説明しませう。

一 企業者の聯合 之は企業者が永く市場を獨り占めし、生産、販賣等を有利にし、しようとする場合に組織されるものであり、或は生産の制限、或は販賣價格の協定等必要な事柄に就いて規約が結ばれ、加盟者が之を嚴守するものであり

①Cartel(カールテル), Syndicate(スィンデケイト), Pool(プール), Convention(コンヴェンション)。此の種ものはドイツに多く、ウエストフ、リヤ石炭スィンデケイト・鋼鐵工場カールテル等は著名なものです。

ます。

二 企業・の合・同・① 之も亦一と同じ目的で組織されるものでありまして、全加盟者が皆統一的な一つの組織の中に入つてしまひ、其の目的を達しようとするものです。

聯合の場合には加盟者が各自獨立して居ましたが、此の合同では皆が其の獨立を事實上失ひ、一團の中へ融・け込・んでしまひます。

第二章 商業の經理

商業の經理上研究しなければならぬ事柄には、資本商號營業所營業用機器商業使用人廣告等色々のものがあります。

資本の調達方法には色々ありますが、② 此處では會社殊に株式會社の設立の場合のものについて簡單に述べることに致します。株式會社の設立方式には發起設立（たてまつりたて）と募集設立（たづねあつてたてまつりたて）と

①Trust(トラスト)。此の種ものはアメリカに多く、スタンダード石油會社トラスト・合衆國鋼鐵會社トラスト・アメリカ煙草會社トラスト等は著名なものです。

②(イ)貯金を下ろすこと、(ロ)財産を賣つて金にすること、(ハ)他から借入れること、(ニ)組合を作ること、(ホ)會社を作ること、等々。

の二つがあります。發起設立は七名以上の發起人が株式を全部引受けて設立するものであり、募集設立は發起人が株式の全部を引受けず、其の一部を廣く一般に募集して設立するものであります。株式公募の方式の中にも、發起人自らが知己親戚を頼り、或は新聞雜誌に廣告して直接募集するものと、個人金融業者銀行引受團信託會社株式現物團（たづねあつてたてまつりたて）専門金融會社放資會社等の仲介機關を通じて間接募集するものとの二様あります。私等は株式會社設立に方（た）つては、先づ之等につき慎重（しんじゆう）に考慮しなければなりません。

特に商業經理上からは、商號は成るべく呼び易い、覚え易いものを選び、決定した上は之を登記して其の專用權（せんようけん）を得なければなりません。營業所營業用機器については、最新最適のものを用ひ、業務の能率を上げるに力めねばなりません。商業使用人は、十分其の健康性質素養家庭の事情等を調査して

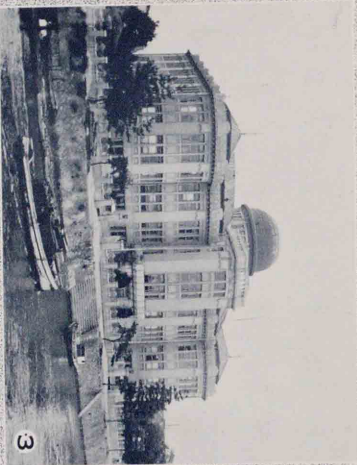
之を選任し、一旦雇入れた上は、適材を適所に使ひ、監督指揮宜しきを得、事務能率の上る様にせねばなりません。① 廣告も亦効果多き方法を選び、正々堂々と之を行ふ様にせねばなりません。

第三章 商業助成機關

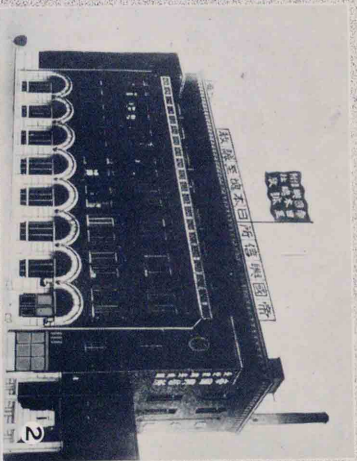
商業の利益を進め、弊害を少くし、其の健全な發達を圖る爲には、現今色々の商業助成機關があります。左に其の主なるものを解説して本卷ををはることと致します。

一 商・工・會・議・所 一定地域内の商工業者が、商工業の改善發達を圖る爲に相集つて組織する法人でありまして、種々の調査・統計の事務を行ひ、又商品の鑑定・證明等をするものです。

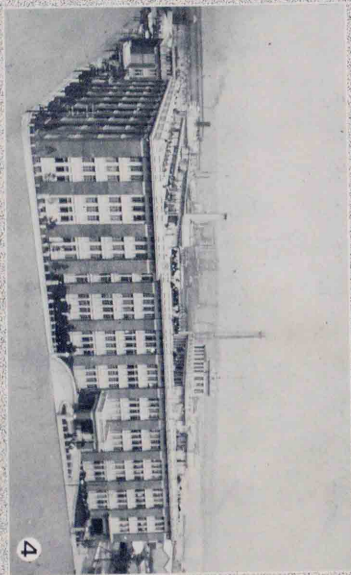
二 商・業・興・信・所 商工業者の人格・資産・營業の狀態、市況等を調査報告する機關です。商工業社會の信用・不信用を明らか



3



2



4



1

① 廣島商工會議所
② 帝國興信所
③ 廣島縣産業獎勵館
④ 横濱生糸検査所

① 其の他待遇法については、温情を以て之に接し、給料を厚くし、賞罰を公平にし、衛生的設備をし、舍宅を與へ、教育を授け、兼ねて又積立金・保險・退職給與金等後々の事まで考へてやる様にせねばなりません。

かにし、取引の便利安全を圖る上に大きな役目を果します。①

三 計理士 商工業者の依頼に應じ、會計に關する検査調査・鑑定・證明・計算・整理・立案を行ふ者です。各種企業の健全な成育を圖り、投資者の安全を圖る上に大きな貢獻を致します。

四 同業者組合 一定の区域内の同業者が相集つて組織する團體でありまして、會員の親睦を圖り、粗製濫造を戒め、不正競争を防ぎ、價格の調節を圖りなどするものであります。我が國には準則同業組合②、重要物産同業組合③、茶業組合、酒造組合、水産組合、畜産組合等があります。

五 商業組合 一定区域内の商人が相集つて、商業の改良・發達を計るため共同の施設を行ふ目的を以て組織する團體でありまして、商品の仕入・保管・運搬等の共同施設、營業の指導・研究・調査等に關する施設、營業の統制、組合員を相手とする資金の保管・貸付等を行ふものです。

① 亞米利加のブラッドストリート・ダン會社、獨逸のシンメルフエング、英吉利のゼイド會社、佛蘭西の商業探明會社等は世界で有名なものです。日本には東京興信所・商業興信所(大阪)・帝國興信所等のものがあります。

② 明治十七年十一月二十九日農商務省達第三十七號同業組合準則によつて設立せられたもの。

③ 明治三十三年三月七日法律第三十五號重要物産同業組合法によつて設立せられたもの。

六 輸出組合 同一種類の重要輸出品の輸出業者、又は同一市場への輸出業者が、其の輸出貿易の振興を圖る爲め、共同の施設を爲す目的を以て、組織するものです。近頃本邦輸出品に對する諸外國の輸入制限、輸入割當等があり、従つて諸外國と物々交換的、通商協定が締約される様になり、此の組合の活動が特に注目されて來ました。

七 工業組合 重要工業品製造業者が、其の工業の改良發達を圖る爲め、共同の施設を爲す目的を以て、組織するものです。原料の共同購入施設、製品の共同販賣施設をするばかりでなく、同業組合による粗製濫造防止を更に一層徹底的に行ふことに力め、製品の検査を行ひ、又需要供給を調節する爲めには、生産の割當統制をも行ひます。

八 商品検査所 商品の品質等級を検査し、不正品粗悪品を防ぎ、商品の聲價を保たうとするものです。我が國には生

絲検査所、花筵検査所、植物検査所等、色々のものがあります。

九 商品陳列所 廣く内外の商品、其の他に之に關係のある圖書、寫眞、統計等を蒐め、商工業者、其の他の参考に供するものです。税關見本室、府縣商品陳列館、商工會議所、經營商品館等、色々のものがあります。

一〇 博覽會 一定の時日を限り、商品、其の他の参考品を陳列し、一般の觀覽に供するものです。萬國博覽會、內國博覽會、共進會、産業品評會、産業獎勵會、展覽會、競技會等、大小、色々のものがあります。

最新商業教科書(改訂版) 下卷 畢

English-Japanese Commercial Terms

英和商業語集 (下巻に關係のある重なる商業英語中本文に示さなかつたものを参考の爲記します)

太強字は音

Table of English-Japanese Commercial Terms. Columns include English terms (e.g., Abandonment, Accountant, Anonymous Association) and their Japanese equivalents (e.g., 委付, 計理士, アノニマスアソシエーション).

重要統計補遺

Table of Important Statistical Supplements. Columns include categories (e.g., 人口, 歳出, 我國陸軍常備兵員), years (e.g., 昭和11.10, 昭和10), and values (e.g., 70,258千人, 2,206百萬圓).

English-Japanese Commercial Terms
 英和商業用語
 廣島縣教育會編
 昭和十二年三月廿七日發行
 昭和十二年四月二十五日修正再版發行

昭和十二年三月廿七日
 昭和十二年四月二十五日
 修正再版發行



著作權所有

最新商業教科書
 定價
 上卷 金三十錢
 下卷 金三十錢

廣島縣教育會

廣島縣教育會商業教科書編纂委員代表者

深見義



發行兼印刷者

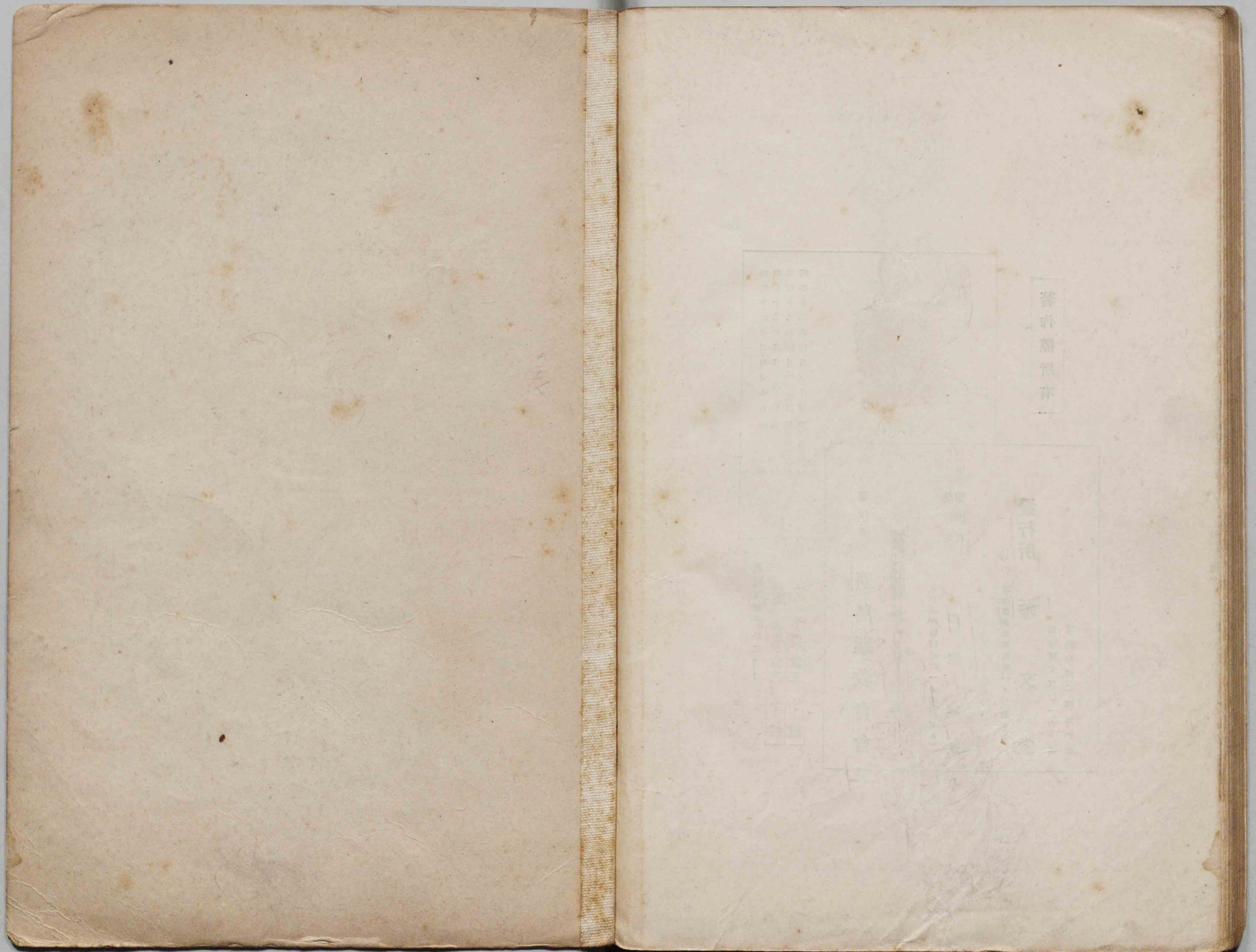
東京市神田區錦町一ノ三(錦ビル)

山室金造

發行所

東京市神田區錦町一ノ三(錦ビル)
 瞭文堂

振替東京五〇一六三番
 電話神田二四三六番



海
南
省
地
方
志

卷
之
一

一

一

一

11

大田高徳



濱岡武
大田高

広島大学図書
2000081561
